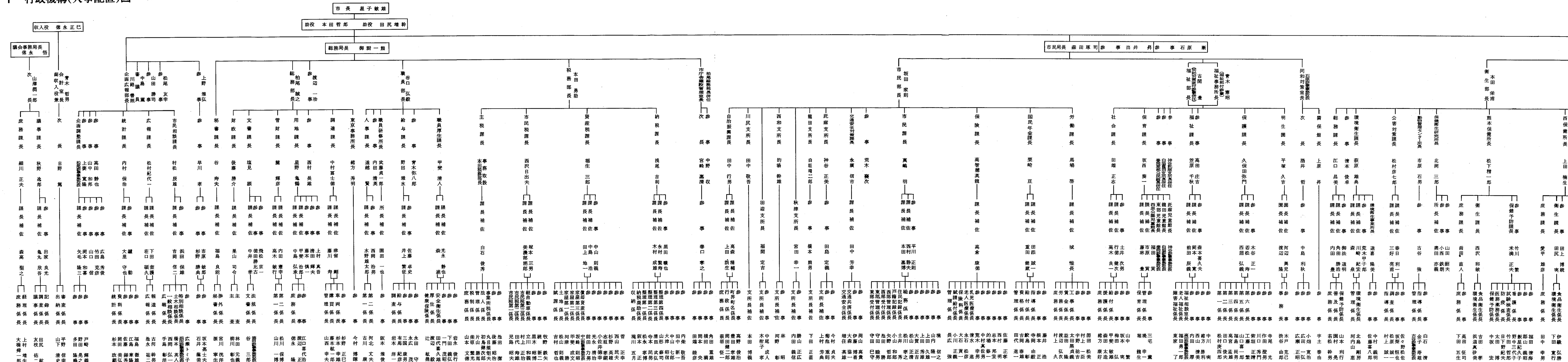
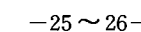


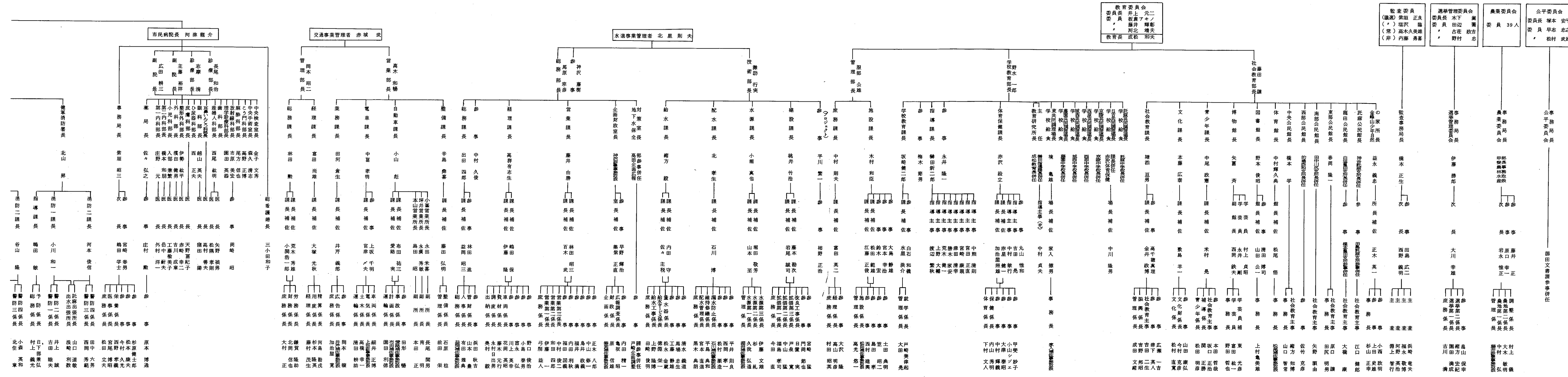
總務

1	行政機構 (人事配置)図	23
2	歴代市長	29
3	職員数	29
4	給与	29
5	基本構想	33
6	広報・広聴	39
7	事務改善	45
8	職員研修	48
9	選挙	51
10	友好都市	55
11	名誉市民	56
12	財政	58
13	市税	63
14	開発公社	67
15	土地開発基金	68
16	新庁舎建設	68

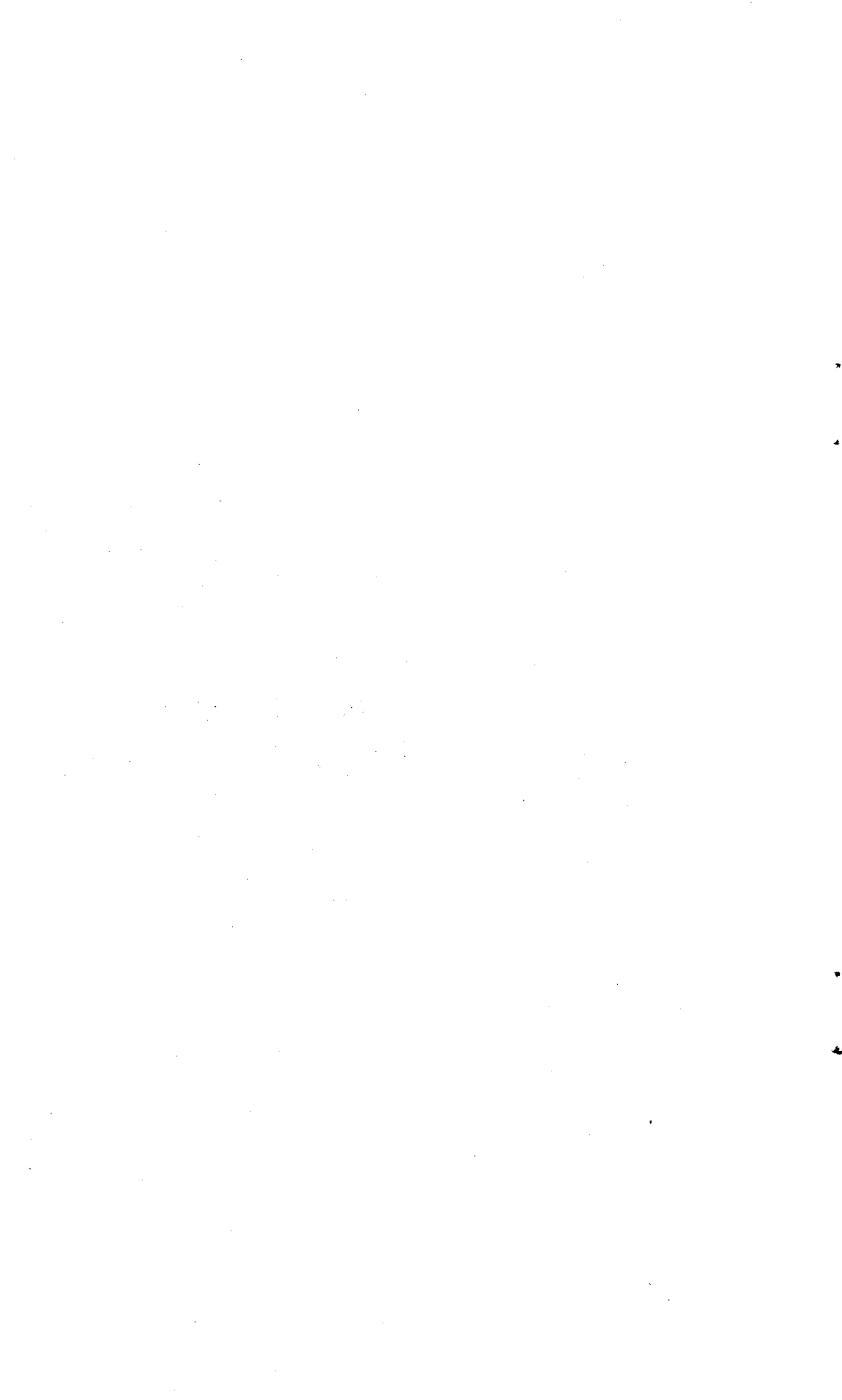
(昭 56. 8. 1 現在)







局部名	局相	局相	局相	局相	局相
議会事務局	1	2	5		
企画広報部		1	4	8	
総務局	1	4	15	38	
市民局	1	3	18	42	
衛生局	1	2	22	46	
経済局	1	4	15	39	
建設局	1	5	16	54	
市民病院		1	3	3	
消防局		1	12	40	
交通局		1	2	6	
水道局		1	2	9	
教育事務局		1	3	25	
監査事務局				1	
選挙事務局				1	
農業事務局				1	
公平事務局				1	
計	5	6	26	152	350



2 歴 代 市 長

代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉村 大八	明 22. 5. 6	明 26. 7. 9	11	平野 龍起	昭 17. 6. 25	昭 20. 8. 10
2	松崎 為己	" 26. 9. 15	" 30. 8. 2	12	石坂 繁	" 20. 10. 4	" 21. 3. 11
3	辛島 格	" 30. 9. 13	大 2. 1. 20	13・14	福田 虎亀	" 21. 6. 14	" 23. 2. 9
4	山田 珠一	大 2. 4. 2	" 3. 10. 10	15	佐藤真佐男	" 23. 4. 7	" 27. 3. 7
5	依田 昌兮	" 4. 1. 14	" 6. 9. 3	16	林田 正治	" 27. 3. 21	" 31. 2. 23
6	佐柳 藤太	" 6. 11. 20	" 10. 11. 19	17・18	坂口 主税	" 31. 3. 15	" 38. 1. 4
7	高橋 守雄	" 11. 1. 19	" 14. 7. 13	19・20	石坂 繁	" 38. 2. 15	" 45. 11. 26
8	辛島 知己	" 14. 9. 14	昭 . 4. 7. 4	21	星子 敏雄	" 45. 12. 20	" 49. 12. 19
9	山田 珠一	昭 5. 2. 5	" 9. 4. 16	22	星子 敏雄	" 49. 12. 20	" 53. 12. 19
10	山隈 康	" 9. 5. 14	" 17. 5. 13	23	星子 敏雄	" 53. 12. 20	在 任 中

3 職 員 数

(昭56. 4. 1 現在)

区 分	定 数	現 員 数		
		吏 員	そ の 他	計
市 長 事 務 部 局	3,287	2,961	326	3,287
議 会 事 務 局	26	24	1	25
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	20	1	21
監 査 事 務 局	14	14	0	14
教 育 委 員 会 事 務 局 及 機 関	870	764	77	841
学 校 教 育 委 員 会 事 務 局	5	市長事務部局兼務		
公 平 委 員 会 事 務 局				
消 防 局	495	492	1	493
農 業 委 員 会 事 務 局	27	17	1	18
交 通 局	592	542	41	583
水 道 局	368	343	15	358
計	5,706	5,177	463	5,640

4 給 与

(1) 局別職員給料

(昭56. 4. 1 現在)

局 別	給 料 月 額			平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	439,800 円	94,100 円	209,456 円	38才10月	14年 6月
議 会 事 務 局	365,400	104,400	237,212	40・11	18・ 4
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	352,700	104,400	196,809	35・ 3	13・ 8
監 査 事 務 局	357,800	158,100	240,935	41・ 5	19・ 0
教 育 委 員 会 事 務 局	376,000	97,400	225,916	41・ 7	15・ 1
消 防 局	370,600	97,400	209,597	37・ 4	15・ 4
農 業 委 員 会 事 務 局	352,700	97,400	226,255	41・ 1	18・ 4
交 通 局	357,800	100,900	222,086	45・ 9	19・ 2
水 道 局	362,900	97,400	230,721	41・ 11	18・ 4
全 体	439,800	94,100	214,715	40・ 0	15・ 4

(2) 初任給基準

(昭56. 4. 1現在)

職 種			等級～号俸	初 任 給	備 考	
一 般 職	一 般 事 務	上 級 職	6 ～ 3	115,200 ^円	一般職職員給料表適用	
		中 “	7 ～ 7	104,400		
		初 “	7 ～ 4	94,100		
	保 母	中 “	7 ～ 7	104,400		
		一 般 技 術	上 “	6 ～ 3		115,200
			中 “	7 ～ 7		104,400
	初 “		7 ～ 4	94,100		
	薬 剤 師	上 “	6 ～ 3	115,200		
	獣 医 師	上 “	6 ～ 3	115,200		
	栄 養 士	上 “	6 ～ 3	115,200		
	X 線 技 師	中 “	7 ～ 7	104,400		
	衛生検査技師	中 “	7 ～ 7	104,400		
	保 健 婦	上 “	6 ～ 3	115,200		
		助 産 婦	上 “	6 ～ 3		115,200
			看 護 婦	高等看護学院卒		7 ～ 9
准 看 護 婦		准看護養成所 卒	7 ～ 3	91,400		
消 防 職		高 校 卒	7 ～ 1	100,900	消防職員給料表適用	
医 療 職		大 学 院 卒	4 ～ 9	200,300	医療職員給料表適用	
		大 学 卒	4 ～ 2	139,000		
教 育 職	高 校 教 諭	大 学 卒	2 ～ 3	107,800	教育職給料表(1)適用	
		短 大 卒	3 ～ 5	93,400		
	幼稚園教諭	大 学 卒	2 ～ 5	107,100	教育職給料表(2)適用	
		短 大 卒	2 ～ 2	92,700		

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額	施 行 年 月 日	改正前給料月額	施行年月日
市 長	764,000 ^円	昭55. 4. 1	721,000 ^円	昭54. 4. 1
助 役	606,000	“	572,000	“
収 入 役	545,000	“	515,000	“
常勤監査委員	444,000	“	404,000	“
企業管理者	456,000	“	430,000	“
教 育 長	375,800	昭56. 7. 1(一般職職員1等級適用)	370,600	昭55. 7. 1

区 分			現 行 報 酬 額		施行年月日	改正前報酬額	施行年月日
教育委員会	委員長	長	月額	83,000 ^円	昭56.4.1	78,000 ^円	昭55.4.1
	委員	員	月額	50,000	〃	47,000	〃
監 査 委 員	知識経験を有する者のうちから選任された 監 査 委 員（ 非 常 勤 ）		月額	83,000	〃	78,000	〃
	市議会議員のうちから選任された監査委員		月額	35,000	〃	33,000	〃
公平委員会	委員長	長	月額	42,000	〃	38,000	〃
	委員	員	月額	34,000	〃	32,000	〃
選挙管理委員会	委員長	長	月額	42,000	〃	38,000	〃
	委員	員	月額	34,000	〃	32,000	〃
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員		日 額	5,000	昭54.4.1	4,000	昭51.10.1
投 票 管 理 者 及 び 開 票 管 理 者			1回につき	6,000	〃	5,000	昭52.7.10
選 挙			1回につき	6,000	〃	5,000	〃
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人			1回につき	5,000	〃	4,000	〃
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員			日 額	5,000	〃	4,000	昭50.4.1
農業委員会	会 長	長	月額	42,000	昭56.4.1	38,000	昭55.4.1
	副 会 長、部 会 長 及 び 副 部 会 長		月額	34,000	〃	32,000	〃
	部 会 の 委 員 及 び そ の 他 の 委 員		月額	31,000	〃	29,000	〃
婦 人 相 談 員			月額	70,300	昭55.4.1	67,600	昭54.4.1
家 庭 相 談 員			月額	70,300	〃	67,600	〃
社 会 教 育 指 導 員			月額	70,300	昭56.4.1	67,600	昭55.4.1
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員			日額5,000円以内において市長が定める額ただし、特別の事由によりその報酬を月額又は年額をもって定める場合においては予算の範囲内において市長が定める額		昭54.4.1	年額40,000円以内 月額6,000円以内 又は日額4,000円以内において市長が定める額	昭50.4.1
農 業 共 済 損 害 評 価 会 委 員			年 額	7,500	昭51.10.1	6,000	昭50.4.1
防 災 会 議 委 員			日 額	4,000	〃	3,000	昭51.4.1
水 防 協 議 会 委 員			日 額	4,000	〃	3,000	〃
建 築 審 査 会 委 員			日 額	4,000	〃	2,500	〃
土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員			日 額	4,000	〃	3,000	〃
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員			日 額	5,000	昭54.4.1	4,000	昭51.10.1
保 健 所 運 営 協 議 会 委 員			日 額	5,000	〃	4,000	昭50.4.1
結 核 審 査 協 議 会 委 員			日 額	5,000	〃	4,000	〃
公 民 館 運 営 審 議 会 委 員			日 額	5,000	〃	4,000	昭51.10.1
町 界 町 名 審 議 会 委 員			日 額	4,000	昭50.4.1	2,500	昭49.4.1
都 市 計 画 審 議 会 委 員			日 額	5,000	昭54.4.1	4,000	昭50.4.1
公 害 対 策 審 議 会 委 員			日 額	4,000	昭50.4.1	2,500	昭49.4.1
社 会 教 育 委 員			日 額	5,000	昭54.4.1	4,000	昭51.10.1
博 物 館 協 議 会 委 員			日 額	5,000	〃	4,000	〃
福 祉 事 務 所 嘱 託 医			月 額	40,000	昭50.4.1	36,000	昭49.4.1
体 育 指 導 員			年 額	10,000	〃	8,000	昭46.4.1
文 化 財 保 護 委 員			日 額	4,000	昭51.10.1	3,000	昭50.4.1
青 少 年 問 題 審 議 会 委 員			日 額	3,000	昭50.4.1	2,000	昭49.4.1
青 少 年 補 導 委 員			1 回	2,500	昭51.4.1	2,000	〃
学 校 医（ 歯 科 医 ）			年 額	58,000～72,000	昭50.4.1	50,000～67,000	〃
学 校 薬 剤 師			年 額	47,000	〃	40,000	〃

(4) 旅 費

(昭54. 4.28適用)

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食卓料 (1夜 につき)
					甲 地 方	乙 地 方	
号				円	円	円	円
1	市長・助役・ 収入役	運賃の等級を2階級 に区分する線路にあ つては上級の運賃	運賃の等級を3階級 に区分する船舶にあ つては中級の運賃、	2,500	12,500	11,300	2,500
2	企業管理者等及 び3等級以上の 職務にある者	運賃の等級を設けな い線路にあつては、 その乗車に要する運 賃及び特別車両料金	2階級に区分する船 舶にあつては上級の 運賃	1,900	9,900	8,900	1,900
3	4等級及び5等 級の職務にある 者	を徴する客車を運行 するものによる旅行 をする場合には、特 別車両料金	ただし、鉄道連絡 船にあつては鉄道運 賃に同じ	1,600	8,200	7,400	1,600
4	6等級の職務に ある者						
5	7等級の職務に ある者			1,400	6,600	5,900	1,400

(注)

- 1 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で、片道50km以上の旅行には鉄道賃のほか
に普通急行料金又は準急行料金を支給する
- 2 特別急行列車を運行する線路による旅行で、片道100km以上の旅行には、鉄道賃のほかに特別急行
料金を支給する
- 3 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により、別に寝台料金を必要とした
場合には船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する
- 4 甲地方とは、東京都の区・京都市・大阪市・名古屋市・神戸市及び横浜市をいい、乙地方とは、その
他の地をいう
- 5 「企業管理者等」とは企業管理者及び常勤の監査委員をいう
- 6 「何等級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号)第3条第
2項第1号に規定する一般職職員給料表による当該職務の等級及び一般職職員給料表の適用を受けな
い者について市長が定めるこれに相当する職務をいう

5 基本構想

(1) 目的

この基本構想は、熊本市将来の望ましい都市像およびこれを達成するための施策の大綱を明らかにし、その理念に基づいて別に定める基本計画、実施計画とともに、総合的、計画的な市政の運営をはかることを目的とする。

(2) 目標年次

この基本構想は、昭和65年を目標年次とする。

(3) 構想の目標

市政は、市民生活の総合であり反映である。すべての市民の心身の健康は、市民生活の根底をなすものであり、都市の活力の根源となる。したがって、健やかで明るい市民生活の実現こそ市政の究極の目標である。

このような認識のもとに、本市は、昭和54年10月、健康都市宣言を行った。

本市が目指す健康都市は、すべての市民が良好な都市環境のもとで、心身ともにたくましく、はつらつとして希望と生きがいにあふれ、温かいふれ合いの中で、地域に根ざした明日の文化の創造に喜びを感じる都市である。

このような都市を実現するためには、快適な生活環境を確保し、心身の健康を維持増進する対策をすすめ、保健医療体制を整備するとともに、市民一人ひとりも心身の健康づくりに努めなければならない。

同時に、時勢の流れを正しく認識し、自主、自立、連帯の精神にもとづく市民の積極的活動により、市民の手によるまちづくりをすすめ、また市政運営においては、中央集中への行き過ぎを是正し、その主体性を確立して、市勢発展の活力をかん養しなければならない。

したがって、本構想では、真の地方自治を確立し、すべての市民の心身の健康を増進して、健全な都市づくりをすすめることを基本目標とする。

(4) 発展の方向

ア 地位と役割

近年、わが国は、内外の社会経済情勢の変動、国民の年齢構成や価値観の変化など、多くの要因によって、その進むべき方向を大きく転換しつつある。

今後は、国際社会との協調のもとに、資源問題、雇用問題などの解決をはかり、国民経済の安定を確保し、ゆとりと生きがいのある市民生活を実現することが基本的方向である。

また、国土の均衡ある発展のためには、地方の魅力を見出し、中央機能の分散、地方自治体の強化などをはからねばならない。

このような状況の変化のもとで、本市をめぐる環境も交通通信体系の整備、経済圏、生活圏の拡大など、大きく変貌しつつある。

本市は、九州における中枢管理都市として果たしてきた行政、経済、教育文化などの役割をさらに強化する必要がある。

ここに本市は、将来に向って、その恵まれた自然と歴史のもとで、熊本都市圏内の市町村との相互の連携を深め、九州における主要都市との機能分担をはかりつつ、中枢管理都市としての都市基盤の整備と機能の拡充に努める。

さらに、郷土愛にみちた健康な市民による健全な地方自治を確立し、地域社会の発展に貢献するとともに、広く国際社会の平和と発展に寄与しなければならない。

イ 将来の主要指標

① 人 口

目標年次における現市域人口は、約60万人と推定する。

② 就業構造

目標年次における本市の就業人口は約27万人、その産業別構成は、第1次産業2パーセント、第2次産業24パーセント、第3次産業74パーセントと推定する。

ウ 都 市 像

本市将来の発展の方向と、目指すべき目標を示す都市像を次のとおり設定する。

① 緑と水にかがやく明るい健康都市

豊かな緑と清れつな水は、全市民共有の資産であり、市民生活に欠くことのできないものであるため、その保全と創造に努め、すべての市民が、安全で、ゆとりとやすらぎをもって、心身ともに健やかな生活を享受できる明るい健康都市を建設する。

② 温かい心の通い合う福祉都市

一人ひとりの温かい思いやりと、人と人とのふれ合いを通じて地域連帯意識を強め、すべての市民が生きがいのある生活が営める福祉都市を建設する。

③ 人間性豊かな風格ある教育文化都市

先人が残したすぐれた伝統と香り高い文化的風土のもとで、生涯にわたる学習の機会を通じて、英知と勇気と創造性に富んだ人間性豊かな市民の育成と格調高い芸術文化の振興に努めるとともに、国際交流の活発な教育文化都市を建設する。

④ 環境と調和し活力にみちた地域産業都市

近代的都市基盤整備をすすめ、行政、経済、情報などの中枢管理機能の拡充強化をはかり、人、物、情報の交流が活発で、環境と調和した地域産業が繁栄し、豊かな市民生活が営める産業都市を建設する。

エ 土地利用構想

自然と歴史、農村集落のもつゆとりと都市の魅力との調和をもとに、均衡のとれた秩序ある市街を形成する。都市施設の適正な配置により、健康で快適な市民生活を確保し、都市活動の効率化をはかる。

このため、以下に掲げる土地利用の施策を推進する。

① 地区別土地利用

(ア) 中央地区については、住宅地区の居住環境の改善に努めるとともに広域商業拠点としての機能など都心機能の充実をはかるため、中心部、熊本駅周辺などの市街地の再開発を促進し、土地の高度利用をはかる。

(イ) 東部地区、北部地区については、良好な住宅地として、居住環境の整備、緑地の確保をすすめ、文教地区については、環境保全に努め、また拠点の商店街の形成を促進する。

なお、水資源の保全並びに都市排水を考え、無計画な開発を規制する。

(ウ) 西部地区、南部地区については、総合的な排水対策など開発条件を整備し、重要港湾熊本港、流通

センターなどの産業施設の配置、幹線道路の整備、土地区画整理事業の実施、拠点の商店街の形成、公共緑地の確保により、開発をすすめる。

② 用途地域別土地利用

- (ア) 市街化区域については、それぞれの用途に応じた環境を整備し、市街化を促進する。また、市街化調整区域については、自然環境の保護と活用に努め、優良農用地の保全と農業基盤の整備をはかる。
- (イ) 住居用地域については、開発に関する指導、規制を強化し、無秩序な市街化の防止に努め、土地区画整理事業を促進し、良好な市街地の形成をはかるとともに、過密な既成住居地域は、既存建築物の更新の際、オープンスペースの確保をはかり、土地の高度利用を促進する。
- (ウ) 商業用地域については、中心商店街、周辺商店街などそれぞれの特性に応じた商業環境の整備をすすめ、都市機能の更新を目指して再開発を促進する。
- (エ) 工業用地域については、中小工場の集団化、共同化をはかり、自然との調和に配慮し、非公害型で地域経済にとって好ましい工業の立地を促進する。
- (オ) 農業用地域については、かんがい排水、圃場整備、湛水防除など農地条件の整備をすすめ、優良農用地の保全に努め、都市近郊農業を育成する。
- (カ) その他、風致地区については、安易な開発を規制し、文教地区、事務所地区についても、その目的に応じた土地利用、環境保全に努める。

さらに、必要に応じて流通機能整備のための流通業務地区、土地利用合理化のための高度利用地区を指定する。

③ 都市機能充実のための土地利用

- (ア) 都市の均衡ある発展をはかるため、行政、経済、教育、文化、スポーツ、医療などの水準の向上とともに、効率的な再配置に努める。
- (イ) 都心部における交通混雑の解消を目指し、幹線道路の整備、その他必要な交通施設の充実をはかり、公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立し、あわせて都市間交通運輸機能の拡充をはかる。

(5) 施策の大綱

ア 幸せな市民生活を目指して

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない、健康で明るく、安全な、そして生きがいのある生活が営めるよう、次の施策を推進する。

① コミュニティ

民主的な住民自治の確立と心豊かな地域連帯社会の実現を目指して、コミュニティ施設の整備と地域活動の活発化をはかる。

② 保健衛生

心身ともに健康な市民生活を確保するため、健康教育の推進など保健衛生意識の高揚をはかり、予防、医療、リハビリテーションまでの一貫した総合的保健医療体制を確立し、あわせて衛生環境の改善に努める。

③ 公害防止

安全で快適な生活環境を確保するため、公害監視体制の強化、事業者の指導、都市基幹施設の整備、

公害防止思想の普及により、公害のない社会を目指す。

④ 防 災

市民の生命、財産をまもり、水害、火災、震災などの災害を防止するため、防災思想の普及、防災体制の充実をはかりつつ、白川をはじめ、諸河川の抜本的改修の促進、消防力の充実、構造物の防災化、オープンスペースの確保、災害応急対策の強化により安全なまちづくりをすすめる。

⑤ 交 通 安 全

交通安全思想の高揚、施設の整備、指導規制の強化などの交通安全対策をすすめ、あわせて救済対策を充実する。とくに、老人や子供の安全に留意する。

⑥ 社 会 福 祉

すべての市民が生涯を通じ、安心して生きがいのある生活を営めるよう、公的な社会福祉サービスを確保し、ボランティア活動を積極的にすすめ、温かい心の通い合う地域福祉の振興をはかる。

⑦ 勤労者福祉

勤労者の生活の安定と福祉の向上を目指して、就業構造、年齢構成の変化に対応しつつ、就業機会の増大に努め、勤労者の資質の向上と福利厚生の実施をはかる。

⑧ 消費者行政

省資源、省エネルギー思想の普及をはかり、消費生活の安全と安定を目指し、消費者の教育、情報の収集、提供、監視体制の強化により、消費者の利益の擁護と増進に努める。

イ 快適な生活環境を目指して

健康な市民生活を支える快適な生活環境を確保するため、次の施策を推進する。

① 自 然 環 境

自然環境については、保全と創造に努める。とくに、本市のもつ緑と水は、市民生活にとって不可欠であり、緑化事業、地下水保全、河川湖沼の美化を積極的に推進する。

② 公 園 緑 地

生活に潤いと安らぎを与え、地域でのふれ合いの場であり、また災害時の避難の場ともなる公園緑地は、その適正配置に努め、積極的に面積の拡大と内容の整備充実をはかる。

③ 上 水 道

地下水を原水として上水道を整備し、市民生活に不可欠な水の供給を確保する。

④ 下水道・排水路

衛生的な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指して、公共下水道、流域下水道や排水路の整備をすすめ、広域的、系統的総合排水対策を推進する。

⑤ 清 掃

資源の有効利用をすすめ、廃棄物の衛生的な収集処理を行い、市民の理解と協力により、きれいなまちづくりに努める。

⑥ 市 内 交 通

効率的で快適な交通の実現を目指して、広域的な土地利用に配慮し、道路、輸送機関並びに交通環境を整備し、豊肥本線など鉄道の活用を含め公共輸送機関を基本とする総合交通体系を確立する。

⑦ 住 宅

快適な居住環境を確保するため、住宅需要動向に対応して、公的施策住宅および民間住宅の建設を促進し、その量的充足と質的向上をはかる。

ウ 豊かな人間形成を目指して

生涯にわたり、創造と向上の意欲にみちた心身ともに健全で国際性豊かな市民を育むため、次の施策を推進する。

① 学 校 教 育

体力、徳性、知力を備え、社会に貢献できるたくましい青少年を育成するため、社会及び家庭と連携し、教育環境を整備するとともに、教育内容の充実をはかり、幼児教育より高等教育にわたり、学校教育の振興に努める。

② 社 会 教 育

すべての市民が、健全な社会人として、文化的教養をたかめ得るよう、社会教育施設を整備し、指導者を養成し、社会連帯意識を高揚し、家庭教育とあわせて社会教育の振興をはかる。

③ 市 民 文 化

豊かな心、ゆとりと潤いのある生活を目指して、文化遺産の保全、文化施設の整備をはかり、日常生活から国際交流にわたって文化活動を活発にし、地域に根ざした個性ある市民文化を醸成する。

④ スポーツ、レクリエーション

心身ともにたくましく、健康で明るい生活が営めるよう、指導者の養成をすすめ、体育施設を整備し、市民総参加を促し、スポーツ、レクリエーション活動を振興する。

エ 繁栄する地域社会を目指して

産業経済の繁栄によって、良好な就業の場が確保され、豊かな生活が営まれる活力ある地域社会を実現するため、次の施策を推進する。

① 商 業

経済環境の変化、消費需要の多様化に対応し、経営の安定とサービスの向上をはかり、都市の活性化を目指して、魅力ある商店街を形成し、中小企業の体質を強化し、流通機能、卸売機能を整備する。

② 工 業

消費と生産との均衡のとれた産業都市の形成を目指し、地域繁栄の活力源として、中小工業の体質強化、地場産業の技術向上に努め、地域経済に寄与する新たな工業の選択的導入を促進する。

③ 農林水産業

食糧需給の変化に対応し、経営の自立、安定をはかり、生産基盤の整備、生産流通体制の合理化をすすめ、都市近郊の特性を活かした農林水産業を振興する。

④ 観 光

観光意識の変化を考え、観光資源を開発し、施設を整備して、観光の魅力の創造と滞留観光客の増加、市民の観光意識の向上に努め、広域的視野にもとづき観光対策を強力に推進する。

⑤ 市街地開発

自然との調和、都市美に配慮し、全市的に均衡のとれた発展を目指し、周辺部は人口、産業を適正に

誘導し、既成市街地は、再開発を促進して、効率的で快適な市街地を形成する。

⑥ 基幹交通

人、物、情報の活発な交流をはかるため、九州縦貫自動車道、九州新幹線鉄道、熊本港、熊本空港など熊本都市圏で結節する陸海空にわたる交通運輸体系の整備を促進する。

オ 構想の実現を目指して

この構想を実現するため、次の方策の推進に努める。

① 市民総参加と自治の確立

この構想を推進するためには、すべての市民が、自らのまちは自らの手でつくる意識をもち、行政と一体となって、自治の確立を目指さなければならない。

そのため、広報、広聴活動を積極的に展開し、市民と行政との情報交流を活発にし、市民の創意、理解と協力によって、市民のまちづくりをすすめる。

② 広域行政

生活圏の拡大に従い、県および関係市町村と緊密に連携して、それぞれの特性に応じ、機能を分担し、調和のとれた広域的生活圏の発展をはかる。

③ 行財政運営

広範、多様化する行政需要に応じて、総合的執行体制を確立し、効率的行財政運営に努める。

昭和55年12月15日議決

6 広報・広聴

(1) 広報

ア 広報広聴連絡業務

広報広聴委員会（部長）により、横の連絡に当たっている

委員会 20名 月1回開催

広報連絡委員（課長補佐）により、各課の事業、行事を週報、月報で情報の収集を行っている

委員 105名

イ 広報刊行物

「くまもと市政だより」

毎月1日発行・B5版・16～18頁

1回の印刷部数 171,000部

文書配布委託者を通じて各世帯に配布

「点字市政だより」

毎月1日発行・B5版・20頁（年13回）

1回の印刷部数 200部（郵送）

編集は熊本県点字図書館に委託（内容は市政だよりから抜すい）

「市民グラフ」

年3回発行・A4版・12頁

1回の印刷部数 5,000部

写真による市政広報

「市民のしおり」

3年に1回発行・B5版・40頁

1回の印刷部数 185,000部

日常生活に最も必要な窓口紹介

ウ テレビ・ラジオによる広報

テレビ番組

「市民のひろば手取本町1番1号」

RKK・TV 毎週土曜日午前7時40分から5分間

「おはようくまもと」

TKU・TV 毎月第4土曜日午前8時00分から15分間

テレビ・スポット

「熊本市役所だより」

RKK・TV 毎週月曜日午後6時57分から20秒（年52回）

毎週金曜日午後6時00分から6時30分の間の20秒（年52回）

TKU・TV 毎週月曜日午後7時から20秒（年52回）

毎週水曜日午前8時30分から20秒（年52回）

テレビ年賀

RKK・TV 市長の年頭のあいさつ 1月1日

ラジオ放送

NHKラジオ 毎週土・日曜日の午後6時50分からの「官公庁だより」に広報資料提供

RKKラジオ 毎週月曜日、モーニングダイヤル午前9時40分から120秒(年52回)

エ 新聞広報

市政について市民の十分な理解を得るため、日刊紙の紙面を利用する

オ その他の広報

声の市政だより

毎月1日発行 90分巻 50本(年13回)

カセットテープに市政だよりを録音し、目の不自由な方へ送付

時事フアックスニュース

関係課に回覧し、特に参考になるものは照会調査する

テレフォンサービス

電話により市民ニュースのサービス(TEL56-6460)150秒以内、毎週水曜日内容入れ替え

市施設めぐり

年6回実施、汚水処理場、清掃工場、消防署など

1回100名程度、バス2台、一般市民を募集

行事予定表作成

月報(毎月20日作成)	}	報道機関、市会議員、各学校、各課に配布 340部
週報(毎週木曜日作成)		
日報(前日作成)		市政記者室、広報課に掲示

広報車等の利用

広報車(ぎんなん号)放送設備付、行事その他の広報

広報取材車 放送設備付、広報事項の取材のほか行事その他の広報

カ 報道機関との連絡

市長の定例記者会見 毎月1回

局長定例記者会見 毎月2回

報道機関(市政記者)に対する報道資料の提供

(注) 記者クラブ加入社 (11社)

朝日・毎日・読売・西日本・熊日・NHK・RKK・TKU・日本経済・時事通信・共同通信

(2) 広 聴

ア 市民の声受付・処理状況

(昭和56年3月末日現在)

項 目		受 付 (A)						処 理 (B)					処理率 B/A
		中央	東	南	西	北	計	完 結	検 討	で き な い	そ の 他	計	
1 企 画 広 報	企 画			1			1				1	1	100%
	事 務 管 理	1					1	1				1	100
	そ の 他		1				1				1	1	100
	合 計	1	1	1			3	1			2	3	100
2 総 務	職員の接遇・服務	4	3		1		8	6	1		1	8	100
	市 有 財 産	2	4		1		7	3	1		1	5	71
	税 務	1	1		1	4	7	4		1	1	6	86
	そ の 他												
	合 計	7	8		3	4	22	13	2	1	3	19	86
3 市 民	自 治 振 興	1	2				3	2			1	3	100
	交 通 安 全 対 策	5	5	3	3	1	17	1	3	1	1	6	35
	戸籍・住民票・印鑑登録	2					2	2				2	100
	保 険	1	1	1			3	2			1	3	100
	年 金	1	1				2	2				2	100
	福 祉 社	6	1	1	3	3	14	9	2		3	14	100
	防 犯 燈		1				1	1				1	100
	そ の 他		1				1	1				1	100
	合 計	16	12	5	6	4	43	20	5	1	6	32	77
4 衛 生	草 刈 り	10	22	7	6	12	57	53		1	2	56	98
	動 物 管 理	11	9	2	3	3	28	28				28	100
	そ 族 ・ 昆 虫	10	11	2	6	2	31	27			4	31	100
	水 質 汚 濁	2	1	3			6	2	1			3	50
	悪 臭	8	7	1	3	5	24	16		1	3	20	83
	騒 音 ・ 振 動	12	12	7	5	6	42	30			11	41	98
	大 気 汚 染					2	2	2				2	100
	保 健 予 防	5	3	1	5	1	15	12	1		1	14	93
	そ の 他	3	3				6	5			1	6	100
	小 計	61	68	23	28	31	211	175	2	2	22	201	95
	ご み 収 集	7	2	4	1	1	15	13			1	14	93
	不 法 投 棄	4	7	1	4	1	17	10	1		3	14	82
	簡 易 浄 化 槽	1	6		4		11	9			2	11	100
	汲 取 り	1	1		2	1	5	5				5	100
	そ の 他	11	5	3	2	1	22	16		2	3	21	95
	小 計	24	21	8	13	4	70	53	1	2	9	65	93
	合 計	85	89	31	41	35	281	228	3	4	31	266	95
5 経 済	商 工		1				1	1				1	100
	農 林	1	1				2	2				2	100
	観 光	2					2	1	1			2	100
	耕 地	3	1	4	2	1	11	5	1		1	7	64
	緑 化 推 進	1	2				3	3				3	100
	そ の 他												
	合 計	7	5	4	2	1	19	12	2		1	15	79

総務

区 分 項 目		受 付 (A)						処 理 (B)					処理率 B/A
		中央	東	南	西	北	計	完結	検討	できない	その他	計	
6 建	舗 装 新 設	6	22	5	12	4	49	13	10	1	3	27	55%
	舗 装 修 理	53	34	8	16	10	121	86	3		1	90	74
	砂 利 道 修 理	3	12	11	3	1	30	25	1		2	28	93
	路 側 修 理	4	1	1	3	1	10	5	1		1	7	70
	改 良	2	9	1	11		23	3	5			8	35
	私 道 整 備	1	1				2	1			1	2	100
	歩 道	7	6	1	2	3	19	7			2	9	47
	防 護 柵	5	4	1	4	2	16	7	1	1	1	10	63
	反 射 鏡	9	10	3	24	8	54	6			3	9	17
	区 画 線	4	7		2	2	15	4	1	1		6	40
	照 明 燈	6	1	1	24	3	35	7	1			8	23
	街 路 樹	10	2	1	1	1	15	9			1	10	67
	清 掃	6	7	2	2	1	18	13			1	14	78
	市 道 認 定		2		1		3				3	3	100
	境 界	4	2	1	2	3	12	7			3	10	83
	占 用	6	4		2		12	5			3	8	67
	橋 梁	2	2		5		9	7				7	78
	工 事 に 付 随	4			4	2	10	10				10	100
	そ の 他	11	11	4	4	4	34	11	2	1	12	26	76
	小 計	143	137	40	122	45	487	226	25	4	37	292	60
側 溝	浚 渫	9	14	6	13	4	46	25	2		3	30	65
	修 理	4	11	2	7	5	29	12	3		1	16	55
	新 設		16	3	3	3	25	7	3	3	1	14	56
	蓋	19	17	6	14	9	65	31	5			36	55
	暗 渠				1	1	2	1				1	50
	工 事 に 付 随		8		1		9	6			3	9	100
	そ の 他		3	1	2		6	4			1	5	83
	小 計	32	69	18	41	22	182	86	13	3	9	111	61
	浚 渫	12	8	10	7	5	42	27		1	3	31	74
	修 理		3	1	4		8	1	3			4	50
排 水 路	改 良	6	4	5	8	3	26	3	9	3	1	16	62
	蓋	7	4		3	1	15	3	6			9	60
	暗 渠				1		1						0
	工 事 に 付 随	3	1	4	2		10	4			1	5	50
	そ の 他	3	1	1	4		9	4			2	6	67
	小 計	31	21	21	29	9	111	42	18	4	7	71	64
	浚 渫	1	1				2	2				2	100
	修 理												
公 共 下 水 道	新 設	1	1			1	3						0
	枺	12	2	1	3		18	16	1		1	18	100
	入 孔	1	1				2	2				2	100
	受 益 者 負 担 金												
	利 用		3				3	2	1		1	4	100

項 目			受 付 (A)						処 理 (B)					処理率 B/A
			中央	東	南	西	北	計	完 結	検 討	で け い	その他	計	
建 設	河 川	そ の 他	3	4	2			9	9				9	100%
		小 計	18	12	3	3	1	37	31	2		2	35	95
		清 掃	1	2		1		4	3			1	4	100
		改 良				2	1	3	2				2	67
		工 事 に 付 随		1				1				1	1	100
		そ の 他		3		1		4	1		1		2	50
	都 市 開 発	小 計	1	6		4	1	12	6		1	2	9	75
		開 発 行 為	1	4	1		4	10	1			7	8	80
		区 画 整 理		3				3	3				3	100
		公 園 ・ 広 場	9	1	1	4	2	17	7	5		2	14	82
		そ の 他	2	4		2	2	10	3			3	6	60
		小 計	12	12	2	6	8	40	14	5		12	31	78
	建 築	建 築 指 導	13	4	1	5	1	24	15	3		4	22	92
		市 営 住 宅	1	3		2		6	2	1	1	1	5	83
		日 照 権	3	2			1	6	3	1		1	5	83
		そ の 他		2				2				1	1	50
		小 計	17	11	1	7	2	38	20	5	1	7	33	87
		建 設 そ の 他	7	11	2	4	2	26	10		2	10	22	85
	合 計		261	279	87	216	90	933	435	68	15	86	604	65
7 教 育		7	3	4	7	3	24	5	5	1	3	14	59	
8 交 通		4	3	1			8	2	5	1		8	100	
9 水 道		5	2		6	1	14	12		1	1	14	100	
10 消 防		1	1			1	3	1		1	1	3	100	
11 外 関 部 団 機 体	国	4	2	1			7	3			1	4	57	
	県	20	25	3	5	1	54	30	8	2	5	45	83	
	そ の 他	2	4		1	1	8	2	1		4	7	88	
	合 計	26	31	4	6	2	69	35	9	2	10	56	81	
12 市 政 以 外		21	28	5	8	14	76	27		2	39	68	89	
総 計		441	462	142	295	155	1,495	791	99	29	183	1,102	74	

(注) 完 結……………希望どおりに工事ができたり制度を適用できたもの
 検討……………可能性があり将来の計画で検討されるもの
 できない……………当分不可能なもの
 その他……………希望どおりではないが他の方法で説明できたもの

方法	電 話	文 書	来 庁	そ の 他	計
受付					
累 計	827	179	414	75	1,495
百分比	55	12	28	5	100

内容	相 談	苦 情	要 望	陳 情	計
受付					
累 計	166	761	310	258	1,495
百分比	11	51	21	17	100

イ 特別相談

種 類	内 容	曜 日 ・ 時	担 当	主 な 相 談	相談件数
消費生活相談	㊸	10:00~16:00	消費生活 コンサルタント	買物についての相談・商品の品質・量目・値段・衛生	36
税 務 相 談	㊸	13:00~16:00	税 理 士 会 熊 本 県 支 部	所得税・譲渡所得税・相続税・贈与税など	129
人 権 相 談	㊸	13:00~16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・借地借家・金銭の貸借・離婚・扶養など	327
法 律 相 談	㊸・㊸	13:00~16:00	弁 護 士 会	話し合いや調停で解決できないもの、法律を必要とするもの、訴訟など	749
登 記 相 談	㊸	13:00~16:00	司 法 書 士 会 熊 本 支 部	相続・遺言・贈与・抵当権・質借権・土地建物など	277
サラ金相談 苦 情	㊸~㊸	9:00~16:00	専 門 相 談 員	利息や保証人の問題、取り立てなど	183
計					1,701

(注) 相談コーナーは、市民相談課（花畑町庁舎1階）内でいずれも無料
 水・金曜日の法律相談は当日の午前8時30分より電話（56-1111）で市民相談課に
 申し込み、先着8名限り（熊本市民のみ）
 消費生活相談は、昭和56年3月16日より、産業文化会館で常時相談を受けるようになったので、市民相談課での相談は廃止

ウ 市政懇談会

婦人市政懇談会「第9回市政を考える婦人のつどい」

開催日時 昭和56年1月23日 午後零時30分~午後3時30分

会 場 鶴屋百貨店大ホール

議 題 「健康問題について」

「洗剤の問題について」

「ゴミの分別収集について」

「市民センターについて」

「水害の問題について」

「地域のいろいろな問題について」

「友好都市について」

参 加 者 婦人会々員約600名

市側から市長・助役・各局長が出席

健康都市づくり懇談会（市政広聴懇談会）

昭和56年中に開催予定

エ 市政モニター制度

昭和47年に制定した本市の「市政モニター設置要綱」に基づき昭和55年度のモニター制度を実施した。

モニター数＝150名、構成＝一般公募者と各種団体構成員

任期＝1年、報酬＝記念品

○ アンケート調査

第1回「地域の生活環境などについて」

第2回「からだの健康づくりについて」

第3回「火の国まつりについて」

第4回「明るく健康なまちづくりに望むもの」

○ 現地視察広聴会

「健康都市をめざして」

○ モニター会議 3回

7 事務改善

(1) 経過と現況

本市の事務改善、能率向上は、昭和30年代の初期における校区出張所の統廃合や、会計機等の導入による事務機械化をはじめとして、今日まで、税務事務、窓口事務、文書事務、給与事務など各分野で数多くの改善、能率化の施策が実践されてきた。

これらの中で、もっとも重要な意義を持ち、本市における事務近代化の基礎づくりとなる具体的成果としては、つぎの施策があげられる。

○ 電子計算センターへの委託による大量計算業務の機械化

○ 窓口事務の改善、一本化と、住民記録の統合整備

○ 文書管理の改善と、浄書印刷業務の集中処理

しかし、従来の事務改善は、どちらかといえば印鑑証明の間接証明方式の採用など部分的な事務作業面の改善合理化、対症療法的な現状打開策に終始しがちであり、全庁的視野に立って事務の機能を体系化し、総合的かつ、計画的に事務の管理改善の推進をはかる姿勢が不十分であった。

電算機の利用も民間委託という便宜の形態であり、定型的な大量計算事務の機械化にとどまっているなど多くの問題点が残されている。

一方、新しい市庁舎の建設についても、今後本市全体の行政運営の効率化という視点から事務の抜本的な改善による近代化をより一層積極的に推進する契機を迎えようとしている。

(2) 各種事務改善状況

ア 電子計算機による事務機械化状況 (昭和55年度)
(民間の電子計算センターへ委託処理)

部 課 名	業 務 名	処理開始	処理回数	委 託 料
総務部財政課	市 債 統 計	昭43	年4回	891,000 円
職員部給与課	給 与 計 算	43	12	14,631,379
" 職員厚生課	標準報酬月額算定	44	2	405,400
税務部主税課	税 収 納 消 込	45	12	53,718,083
" "	収 納 明 細 C O M	54	12	49,241,70
" "	法 人 市 民 税	54	12	5,776,550
" 市民税課	市 (県) 民 税	41	1	33,961,780
" "	軽 自 動 車 税	43	1	5,465,746
" 資産税課	固 定 資 産 税	43	1	43,487,148
" 納 税 課	納税組合事務費等及び滞納整理	47	12	13,305,820
市民部国民年金課	国 民 年 金	51	4	20,120,000
" "	所 得 状 況	51	4	101,100
" 保険課	国 民 健 康 保 険	42	12	47,121,600
福祉部社会課	児 童 手 当	48	3	1,769,000
" "	医 療 券 発 行	51	12	481,5960
" 保育課	児 童 措 置 費	50	12	6,791,280
計画部区画整理課	換 地 計 算	52	1	3,459,910
下水道部下水道管理課	受 益 者 負 担 金	44	1	1,640,000
" "	水 洗 貸 付 金	51	12	453,0000
" "	下 水 道 使 用 料	42	12	61,710,000
水道局営業課	水 道 料 金	42	12	56,966,885
交通局総務課	給 与 計 算	44	12	2,264,720
会計室	財 務 会 計	53	12	684,6000
市民病院	病 院 経 理	55	12	3,480,000
合 計 17部課	24 業 務			342,644,531

イ 窓口事務の改善と住民記録の統合整備状況

主 要 改 善 事 項	実施年月	主 要 改 善 事 項	実施年月
窓口環境の改善整備 ○庁舎改造模様替工事、冷暖房設備 ○オープンカウンター新設、来庁市民スペースの拡張 ○庁内案内板の設置、窓口表示板の改善整備	昭41.9 ～42.2 (第1次) 43.7 ～43.12 (第2次)	その他の改善事項 ○庁内窓口配置の合理化 (市民課窓口の東地区、西地区分割、市民相談課案内窓口、教委就学窓口、水道料金窓口等の集中開設、市金庫の移転等) ○市民相談課の新装開設と相談内容の充実強化 ○戸籍、住民票等の証明書の電話による申込の受付 ○市税等の公金収納窓口の拡充(収納代理金融機関48カ所を追加指定) ○税・年金の口座振込制度の開始 ○戸籍・住民票謄抄本の認証に自動認証器を採用 ○印鑑証明の簡便証明方式の採用 ○市三税(市民税・資産税・軽自税)の収納台帳のCOM化とマイクロリーダーの導入 ○電話による証明予約に印鑑証明を追加 ○東西証明交付窓口の統合	昭41.9 ～42.2 (第1次) 43.7 ～43.12 (第2次) 46.10 47.2 47.7 49.4 50.3 52.10 54.6 54.7 54.11
窓口事務の一本化 ○住民異動の届出手続の簡素化 ○同届書、受付窓口の一本化(住民、配給、選挙、国保、年金の異動手続) ○証明書請求窓口、交付窓口の専門化	42.2 42.11 43.12		
住民記録の統合管理 ○住民基本台帳の整備(住民、配給、選挙、国保、年金等の資格に関する記録を統合) ○戸籍、住民基本台帳等の保管用具の改善整備(ビジュアルレコーダ等)	43.5 ～43.12		
窓口事務の処理方法の改善 ○一部横割り流れ作業方式の採用 ○連絡搬送機器の導入(ベルトコンベア、気送管、インターホン等) ○即刻処理業務と事後処理業務の分離、記録事務のタイプ化	42.2 (第1次) 43.12 (第2次)		

ウ 文書管理の改善と浄書印刷業務の集中化状況

主 要 改 善 事 項	実施年月	主 要 改 善 事 項	実施年月
文書集配の合理化 ○ メールボーイ制度 本庁舎内各課との間の文書集配 ○ メールカー制度 本庁舎と各出先機関との間の文書 集配（タクシー 借上）	昭38.10 42.7 38.7	浄書印刷の集中管理 ○ 浄書室の設置、運営 乾式シアゾ複写機 1台 静電式複写機 1台 オフセット印刷機 2台 同 製版機 1台 和文タイプライター 4台 断 裁 機 1台 （各課のタイプ浄書、複写、印刷等を 集中処理）	43.1 （機械は56. 4.1現有数） 機械 保有 タイプ集中化 44.4

総務

8 職 員 研 修

(1) 研修の概況

(昭和55年度)

ア 研修受講人員

区 分	職 場 外 研 修				派 遣 研 修	合 計
	一般研修	専門研修	その他	計		
延 人 員	645	898	565	2,108	334	2,442

イ 一般研修

研 修 名	対 象	回数	人 員	日 数	実施時期	内 容
新 規 採 用 職 員 研 修	一 般 行 政 職	1	116	25	4 月	対象 218人 公務員としての自覚と意識の確立を図らせ、職務遂行に必要な実務の基礎知識を習得させ、職場への適応力と市職員としての心構えを養成する 講師……主に部内講師
	医 療 技 術 職	1	24	3	4	
	技 能 労 務 職	2	48	7	4・10	
	看 護 婦 等	1	19	2	5	
	保母(56年度採用前)	1	11	7	3	
事務員・技術員 研 修	主 事 補 技 師 補	2	64	3	3	職務を適切に遂行するために要請される知識・技能・態度及び判断力・表現力の基礎を養う 講師……部内講師及び部外講師
吏 員 研 修 (1)	主 事 師	1	20	5	6	担当する職務を遂行するために必要な法の解釈と運用能力の基礎知識を習得するとともに市行政の現状と将来を認識する 講師……部内講師及び部外講師
女子職員研修	主 事 師	2	71	3	1	市行政の現状を認識し女子職員としてのあり方、心構えを再認識するとともに、職務遂行能力の向上を図る 講師……部内講師及び部外講師 委託先……九州創造性開発研究所
吏 員 研 修 (2)	主 事 師	3	116	5	7	中堅吏員としての市行政のあり方と今後の方向についての主体的な考え方を確立するとともに高度な知識と応用力、判断力、表現力を養う 講師……部内講師及び部外講師 委託先……組織能力開発センター
係 長 研 修 (1)	新 任 係 長 職	3	52	5	9・10	新任監督者としての職務、役割を遂行するために必要な知識、技能及び原理原則の習得を図る 講師……部内講師
係 長 研 修 (2)	係 長 職	1	26	3	10	重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な監督者としての応用力、実践力をOJTリーダー養成をとおして習得する 委託先……参画経営研究所
課 長 補 佐 研 修 (1)	新 任 補 佐 職	1	32	3	8	課長の職務、役割を補助代行する補佐としての職務を遂行するために必要な知識、技能を習得する 委託先……近代経営協会
課 長 補 佐 研 修 (2)	課 長 補 佐 職	0				課長補佐として重要かつ複雑な職務を執行管理するために必要な知識、技能を習得する 講師……部内講師及び部外講師
課 長 研 修	課 長 職	2	46	3	8・9	市行政を効果的に執行するために必要な総合的視野にたったものの見方、考え方及び諸々の問題に対する解決能力を養う 講師……部外講師
部 長 研 修	部 長 職	0				複雑多岐な地方行政の企画決定及び運営に直接携わる上級管理者として要請される高度な行政能力と時代に即応した行政感覚を養成する 講師……部外講師

ウ 専門研修

研 修 名	対 象	回 数	人 員	日 数	実施時期	内 容
文書事務研修	全 職 員	3	98	3	7・9月	行政を民主的、能率的に処理するために必要な文書事務の合理的運用能力を養う 講師……部内講師
接 遇 研 修	〃	5	45	2	11	公務員として、日常業務に必要な接遇の心構え及び態度について考えるとともに、対応のあり方について習得する 講師……部内講師及び部外講師
法制執務研修	〃	1	22	5 (半日)	1	立法事務の原則及び技術を正しく理解するとともに、法の解釈及び運用能力の向上を図る 講師……熊大教授
電気技術研修	電 気 技 術 職	8	102	1～2	5・7・8・9・10・11・1	電気設備の保全管理について 委託研修
栄養士研修	栄 養 士	1	5	2	2～3	複雑多岐化する栄養士の業務を合理的かつ能率的に遂行する能力を養う 講師……熊大その他
保育所研修	保 母	24	337	1～3	5～3	障害児保育、自閉症児保育、幼児体育、中堅保母、園長研修等の専門的な知識及び技術を習得することにより保育者としてのその資質の向上を図る 講師……部外講師
保健婦研修	保 健 婦	6	193	6 (2H)	5・7・9 1・2・3	保健業務遂行に必要な医学的知識を理解習得することにより保健業務の拡充と保健婦の資質の向上を図る
行政法研修	全 職 員	1	31	10 (半日)	11～12	行政及び行政法の意義、特質を理解するとともに行政処分を法律行為として思考処理する能力を養う 講師……熊大教授
地方自治法研修	〃	1	15	5 (半日)	3	現実に生起する問題に対処できるよう行政実例、判例等を引用しつつ地方公共団体の組織及び運営についての基本法である地方自治法の体系的な理解を図る 講師……部内講師
地方公務員法研修	〃	1	16	5 (半日)	5	地方公務員法の理念、性格および具体的内容を現行公務員制度の関連において理解する 講師……部内講師
民法研修	〃	1	34	10 (半日)	1～2	私人相互関係を規律する民法の中の「物権法」の概要を理解するとともに公法との関連についても言及することにより、行政の公正的確な処理能力を養う 講師……熊本商大講師

エ リーダー養成研修・その他の研修

研 修 名		対 象	回数	人 員	日数	実施時期	内 容
リ ー ダ ー 養 成 研 修	部内講師養成研修	部 内 講 師	0			月	部内講師に研修のあり方、学習指導の方法等 等習得させることにより職員研修の効果を をより高める 委託先……近代経営協会
	公研協方式 接遇指導者研修	"	0				委託先……公務研修協議会 「接遇研修指導者養成研修会」
	JST 指導者養成研修 (標準課程)	"	0				委託先……日本人事管理協会 「JST指導者養成課程」
	JST 指導者養成研修 (継続課程)	"	1	2	4	10	委託先……日本人事管理協会 「事例研究技法コース」
そ の 他 の 研 修	管理者講演会	管 理 者	2	260	2 (半日)	7・1	テーマ……「日本経済のゆくえ」 講 師……経済評論家
	職 場 研 修	税 務 部 教 保 課 護 センター 食 肉	5	235	2 (半日)	5・8 11・3	市税の賦課制度、婦人と職業 人畜共通伝染病の発生状況、市民生活と法律等
	ファミリー トレーニング	市 民 税 課 市 民 課 労 働 課 都 市 計 画 課	1	32	3	8	課(組織＝ファミリー)を一つの単位として 組織目標を合理的、能率的、計画的に達成 するための問題点の把握とその解決法を 追求する 委託先……組織能力開発センター
	通 信 教 育	全 職 員	1	20		7～12	授業コース、事務管理コースほか 実施校……産業能率短期大学 日本経営協会
	聴 講 生	"	1	11		4～3	委託先……熊本大学法学部 講座名……行政法、憲法、民法、労働法
	研 究 生	"	1	5		4～3	委託先……熊本大学医学部、薬学部、理学部

才 派遣研修

研 修 名		場 所	人 員	期 間
研 修 所 派 遣 研 修	海 外 ・ 派 遣 研 修	欧 ・ 米 ・ 中 国 桂 林 市	6	8日間、21日間 14日間
	自 治 大 学 校 (1 部)	東 京 都	1	6 カ月
	自 治 大 学 校 (2 部)	〃	1	3 カ月
	都 市 派 遣 研 修	京 都 市、和 歌 山 市 ほ か	3 0	3 日
		西 宮 市、倉 敷 市 ほ か	3 6	3 日
		広 島 市、福 山 市	1 0	3 日
特 別 派 遣 研 修	熊 日 市 民 大 学 「 経 営 セ ミ ナ ー 」	熊 本 市	4 6	5月～3月
	行 財 政 研 修 会 東 京 セ ミ ナ ー	東 京 都	2	1 日
	本 省 派 遣 研 修	東 京 都 ・ 自 治 省 行 政 局 振 興 課	1	55.10～56.9
各 課 派 遣 研 修	専 門 技 術 研 修	東 京 都 ほ か	2 0 1	1日～38日
	一 般 派 遣 研 修			

9 選 挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(昭56.5.21現在)

開票区	投票区	投 票 所	男	女	計
1	1	碩 台 小 学 校	1,347	1,921	3,268
	2	信 愛 女 学 院 幼 稚 園	835	1,336	2,171
	3	桜 山 中 学 校	2,712	2,500	5,212
	4	黒 髪 小 学 校	1,375	1,606	2,981
	5	市 立 高 校	1,373	1,806	3,179
	6	弓 削 出 村 公 民 館	1,050	1,151	2,201
	7	龍 田 中 央 公 民 館	3,034	3,393	6,427
	8	武 蔵 小 学 校	1,333	1,472	2,805
	9	楠 小 学 校	2,449	2,763	5,212
	10	麻 生 田 小 学 校	2,636	3,003	5,639
	11	城 北 小 学 校	975	1,087	2,062
	12	八 景 水 谷 公 民 館	2,507	1,711	4,218
	13	清 水 小 学 校	2,114	2,502	4,616
	14	亀 井 公 民 館	1,222	1,431	2,653
	15	高 平 台 小 学 校	2,485	2,850	5,335
	16	銀 杏 学 園 短 期 大 学	956	1,110	2,066
	17	京 陵 中 学 校	1,194	1,602	2,796
	18	壺 川 小 学 校	1,805	2,416	4,221
	19	京 町 台 保 育 園	950	1,243	2,193
	20	池 田 小 学 校	2,375	2,542	4,917
	21	一 新 幼 稚 園	896	1,335	2,231
	22	一 新 小 学 校	1,369	1,877	3,246
	23	横 手 保 育 園	838	1,080	1,918
	24	慶 徳 小 学 校	777	1,152	1,929
	25	熊 本 市 役 所	1,420	2,161	3,581
	26	白 川 小 学 校	1,179	1,627	2,806
	27	鎮 西 高 校	1,061	1,322	2,383
	28	大 江 小 学 校	2,074	2,476	4,550
	29	九 州 学 院	1,342	1,795	3,137
	30	託 麻 北 小 学 校	1,467	1,581	3,048
	31	託 麻 東 小 学 校	2,673	2,919	5,592
	32	託 麻 西 小 学 校	3,487	3,739	7,226
	33	熊本県身体障害者福祉センター	1,021	1,109	2,130
	34	清 水 北 老 人 憩 の 家	583	637	1,220
	35	上 熊 本 老 人 憩 の 家	418	499	917
		小 計	55,332	64,754	120,086
2	41	五 福 小 学 校	887	1,222	2,109
	42	花 園 公 民 館	1,370	1,691	3,061
	43	花 園 小 学 校	2,555	2,902	5,457
	44	岳 林 寺	1,610	2,018	3,628
	45	城 西 小 学 校	2,623	3,167	5,790
	46	春 日 小 学 校	2,026	2,390	4,416
	47	春 日 保 育 園	810	1,124	1,934
	48	古 町 小 学 校	1,646	2,199	3,845
	49	三 陽 自 動 車 学 校	1,861	2,314	4,175
	50	白 坪 小 学 校	1,576	1,822	3,398
	51	池 上 小 学 校	1,763	2,009	3,772
	52	城 山 小 学 校	2,463	2,884	5,347
	53	松 尾 東 公 民 館	421	488	909
	54	松 尾 西 小 学 校	562	631	1,193

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
2	55	松尾北公民館	110	122	232
	56	小島小学校	1,038	1,206	2,244
	57	有明保育園	258	282	540
	58	中島中央公民館	685	802	1,487
	59	二番公民館	772	881	1,653
	60	城南中学校	1,700	2,501	4,201
	61	川尻公会堂	1,461	1,738	3,199
	62	力合小学校	1,930	2,146	4,076
	63	日吉小学校	2,348	2,651	4,999
	64	森下保育園	1,811	1,997	3,808
	65	江南中学校	1,638	2,050	3,688
	66	世安公民館	1,296	1,552	2,848
	67	本荘小学校	1,281	1,793	3,074
	68	春竹小学校	2,474	3,136	5,610
	69	事業内高等職業訓練校	1,599	1,898	3,497
	70	託麻中学校	1,572	1,814	3,386
	71	田迎小学校	2,082	2,294	4,376
	72	御幸小学校	2,094	2,363	4,457
	73	仁愛第二幼稚園	853	973	1,826
		小計	49,175	59,060	108,235
3	81	西原小学校	2,756	2,949	5,705
	82	西原公民館	958	1,105	2,063
	83	菊水学園	1,422	1,586	3,008
	84	託麻原小学校	2,749	3,079	5,828
	85	東水前寺公民館	2,010	2,485	4,495
	86	帶山中学校	1,490	1,708	3,198
	87	帶山公民館	2,342	2,808	5,150
	88	帶山校区第6町内公民館	1,326	1,508	2,834
	89	京塚公民館	1,205	1,449	2,654
	90	尾ノ上小学校	2,527	2,835	5,362
	91	尾ノ上校区第1町内公民館	2,753	2,815	5,568
	92	東町小学校	2,630	2,761	5,391
	93	桜木小学校	2,419	2,662	5,081
	94	秋津第2公民館	1,243	1,425	2,668
	95	東野中学校	1,587	1,810	3,397
	96	若葉小学校	2,125	2,492	4,617
	97	泉ヶ丘小学校	1,408	1,686	3,094
	98	泉ヶ丘公民館	1,496	1,857	3,353
	99	健軍小学校	1,763	1,791	3,554
	100	湖東中学校	1,897	2,244	4,141
	101	砂取小学校	2,227	2,942	5,169
	102	熊本ろうあ会館	783	1,015	1,798
	103	画図小学校	1,382	1,570	2,952
	104	江津湖団地第2集会所	1,755	2,020	3,775
	105	出水小学校	1,451	2,008	3,459
	106	覚法寺	1,143	1,486	2,629
	107	出水中学校	2,468	2,844	5,312
	108	白山小学校	2,767	3,251	6,018
	109	白山保育園	747	944	1,691
	110	月出小学校	1,415	1,540	2,955
		小計	54,244	62,675	116,919
合計			158,751	186,489	345,240

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙施行年月日 区 分	昭 3 8.4.3 0	昭 4 2.4.2 8	昭 4 6.4.2 5	昭 5 0.4.2 7	昭 5 4.4.2 2
有 権 者 総 数	226,440	249,685	301,864	318,169	340,548
投 票 者 数	165,763	184,472	219,808	229,076	243,010
投 票 率 (%)	73.20	73.88	72.82	72.00	71.36
立 候 補 者 数	96	99	89	68	64
定 数	48	48	52	52	52
最 高 得 票 数	4,527	3,664	4,661	5,618	6,498
当選者最低得票数	1,734	1,916	2,438	2,700	3,206
立候補者最高年齢	69	73	66	68	80
最低年齢	25	29	26	27	30

(3) 各種選挙の投票率

(単位 %)

選挙別	開票区	第 1	第 2	第 3	全 体
熊 本 市 長 選 挙 (昭 5 3.1.2 6)		41.83	40.57	40.79	41.08
熊 本 県 知 事 選 挙 (昭 5 4. 2. 4)		34.02	32.11	33.50	33.25
県議会議員一般選挙 (昭 5 4. 4. 8)		63.31	66.25	62.25	63.86
市議会議員一般選挙 (昭 5 4. 4. 2 2)		70.18	74.81	69.39	71.36
参議院議員補欠選挙 (昭 5 4. 4. 2 2)		67.82	73.08	66.94	69.15
衆 議 院 議 員 総 選 挙 (昭 5 4.1 0. 7)		69.55	69.89	69.42	69.61
衆 議 院 議 員 総 選 挙 (昭 5 5. 6. 2 2)		74.95	74.22	74.86	74.69
参議院議員通常選挙 (昭 5 5. 6. 2 2)		74.88	74.14	74.78	74.62

(4) 各種選挙党派別得票状況

党派別 選挙別	区分	自民	社会	公明	民社	共産	諸派	無所属	計
熊本市長選挙	総得票数	114,177	—	—	—	—	25,597	—	139,774
	最高 "	114,177	—	—	—	—	25,597	—	—
	最低 "	114,177	—	—	—	—	25,597	—	—
	得票率%	81.69	—	—	—	—	18.31	—	100
	候補者数	1	—	—	—	—	1	—	2
熊本県知事選挙	総得票数	96,077	—	—	—	—	18,287	—	114,364
	最高 "	96,077	—	—	—	—	18,287	—	—
	最低 "	96,077	—	—	—	—	18,287	—	—
	得票率%	84.01	—	—	—	—	15.99	—	100
	候補者数	1	—	—	—	—	1	—	2
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16	総得票数	101,401	40,273	33,527	11,150	11,088	10,800	9,827	218,066
	最高 "	13,807	10,808	11,890	11,150	11,088	10,800	9,827	—
	最低 "	10,217	10,204	10,638	11,150	11,088	10,800	9,827	—
	得票率%	46.50	18.47	15.38	5.11	5.08	4.95	4.51	100
	候補者数	9	4	3	1	1	1	1	20
市議会議員選挙 定数 52	総得票数	76,558	45,271	33,437	4,126	9,630	5,122	65,960	240,107
	最高 "	6,498	4,864	4,265	4,126	3,849	5,122	5,843	—
	最低 "	3,206	3,546	3,211	4,126	3,211	5,122	3,299	—
	得票率%	31.88	18.86	13.93	1.72	4.01	2.13	27.47	100
	候補者数	18	12	9	1	3	1	20	64
参議院議員補欠選挙 (地方区) 欠員 1	総得票数	121,364	77,341	—	—	28,040	—	—	226,745
	最高 "	121,364	77,341	—	—	28,040	—	—	—
	最低 "	121,364	77,341	—	—	28,040	—	—	—
	得票率%	53.52	34.11	—	—	12.37	—	—	100
	候補者数	1	1	—	—	1	—	—	3
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5	総得票数	56,953	69,664	39,755	—	10,188	1,286	63,872	241,718
	最高 "	33,844	42,013	39,755	—	10,188	1,286	45,565	—
	最低 "	23,109	27,651	39,755	—	10,188	1,286	555	—
	得票率%	23.56	28.82	16.45	—	4.22	0.53	26.42	100
	候補者数	2	2	1	—	1	1	3	10
衆議院議員総選挙 (熊本県第1区) 定数 5	総得票数	122,124	50,800	47,605	—	11,511	1,659	25,591	259,290
	最高 "	46,926	50,800	47,605	—	11,511	1,659	25,591	—
	最低 "	35,096	50,800	47,605	—	11,511	1,659	25,591	—
	得票率%	47.10	19.59	18.36	—	4.44	0.64	9.87	100
	候補者数	3	1	1	—	1	1	1	8
参議院議員通常選挙 (地方区) 定数 2	総得票数	140,958	90,889	—	—	15,125	—	—	246,972
	最高 "	76,690	90,889	—	—	15,125	—	—	—
	最低 "	64,268	90,889	—	—	15,125	—	—	—
	得票率%	57.08	36.80	—	—	6.12	—	—	100
	候補者数	2	1	—	—	1	—	—	4

(注) 県、市議選の最低得票数は当選者分を示す

国会議員の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

熊本市長選挙における「諸派」は「熊本市をよくなる会」

熊本県知事選挙における「諸派」は「熊本県をよくなる会」

県議会議員選挙における「諸派」は「新自由クラブ」

市議会議員選挙における「諸派」は「生長の家政治連合」

衆議院議員選挙における「諸派」は「日本労働党」

10 友 好 都 市

都市名 桂林市（中華人民共和国）

提携年月日 昭和54年10月1日

目 的

友好都市とは、通常姉妹都市とも呼ばれているもので、地形、歴史、伝統等が類似している都市と都市との縁組で都市相互間の文化提携、文化交流、留学生交換、行事の招待など幅広い交流を行い、国際親善の実をあげることを目的としている。

提携までの経緯

熊本市は、かねてより中国の都市との友好都市締結を考慮していたが、昭和54年7月、中国桂林市へ友好都市締結についての事務打合せのための先遣団を派遣、同年10月1日、梁成業桂林市革命委员会主任を団長とする桂林市友好訪問団一行20名を熊本市に迎え、市議会の同意を得て、市制施行90周年記念式典と機を一にして友好都市の調印式を挙行了した。

桂林市の概要

桂林市は、中国西南部、広西壮（チワン）族自治区の東北部に位置する永い歴史をもった風光明媚な都市で、市内には澄みきった水がゆったりと流れる漓江沿いに、南面にみられるような奇峰、奇岩（象鼻山・独秀峰・疊彩山・蘆笛岩などと名付けられている）がそそり立ち「桂林山水甲天下」と謳われるすばらしい景観を呈している。

また、桂林の桂はキンモクセイのことで、キンモクセイの街路樹が街の隅々まで植えられて、花の咲く9月・10月には街中がその香りで包まれると云われている。

桂林市の人口は、現在約37万人で、大多数は漢民族であるが、回・壮・苗瑶などの民族からなっている。面積は525平方キロメートル（熊本市の約3.1倍）で、気候は亜熱帯地方に属し、年間の平均雨量は1,900ミリメートル、平均気温19℃と温和で、住みよい地方とされ、古くから広西の政治、文化の中心地として栄えてきたところである。

親善交流状況

昭和55年1月星子熊本市長を団長とする熊本市友好訪問団が桂林市を中心に中国各地を歴訪し、友好交流事業について具体的話し合いを行って以来、両市の友好往来はますます活発になり、特にこの一年間の往来は、将来の交流の基礎を築いた。

主な交流事業をあげると、

55年5月	桂林市考察組の来熊	55年9月	熊本市友好訪問団の桂林市訪問
55年8月	熊本市高校生の桂林市訪問	55年11月	熊本市の公害関係職員を桂林市に派遣
55年8月	梁山桂林市革命委员会主任及び歌舞団	56年2月	熊本市の千原桜を桂林市に贈呈 一行の火の国まつり参加

このほか、民間における文化交流（アマチュアオーケストラ、人形劇等）も活発に行われている。

今後も、なお一層、経済・文化などの各分野にわたり協力と交流を促進し、日中両国民の子孫孫にわたる友好発展につとめる。

11 名 誉 市 民

(昭56.4.1現在)

故徳富猪一郎(蘇峰)氏(昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。

熊本在住中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その啓蒙的影響が大であった。

昭和32年11月2日逝去(94歳)

故高橋守雄氏(昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂(二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他)熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。

昭和32年5月6日逝去(74歳)

故細川護立氏(昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。

昭和45年11月18日逝去(87歳)

故福田令寿氏(昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者にえられたほか、かずかずの叙勲、受賞にかがやき、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。

昭和48年8月7日逝去(100歳)

故宇野哲人氏(昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないと言っても過言ではない。

昭和49年2月19日逝去(98歳)

故堅山熊次(南風)氏(昭和44年顕彰)

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の香りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、現在、大観画伯なき後の日本画壇の第一人者といわれ、また、郷土文化の進展に大きく貢献している。

昭和55年12月30日逝去(93歳)

後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における文化啓蒙家として郷土史の研究、文化活動において多大の功績があった。

俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受賞。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

現在94歳

中村破魔子（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲四等宝冠章受賞。県近代文化功労者。

現在80歳

12 財 政

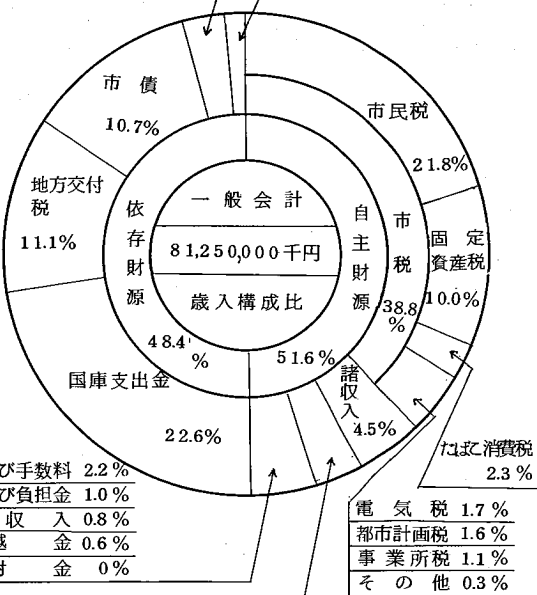
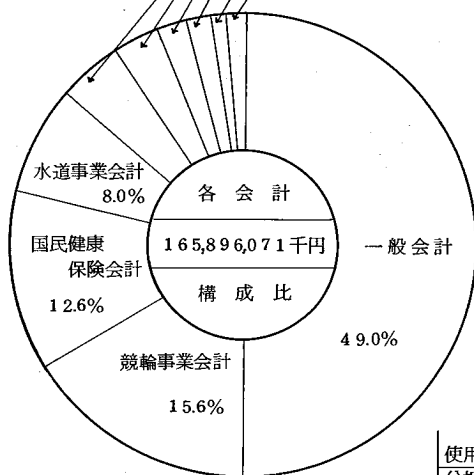
(1) 昭和56年度当初予算図表

流通業務団地造成事業会計	1.0%
産業振興資金会計	1.6%
市民病院会計	2.8%
交通事業会計	3.2%
公共下水道事業会計	4.8%

熊 本 城 会 計	0.2%
産 院 会 計	0.2%
水洗便所改造資金貸付事業会計	0.2%
農 業 共 済 事 業 会 計	0.2%
東部第一土地区画整理事業会計	0.1%
食 肉 セ ン タ ー 会 計	0.1%
都 市 開 発 資 金 会 計	0.1%
住宅新築資金貸付事業会計	0.1%
老人居室整備資金貸付事業会計	0.1%
東部第一土地区画整理清算会計	0.1%
交通災害共済事業会計	0%
中小企業勤労者福祉共済事業会計	0%
復興土地地区画整理清算会計	0%
住宅改修資金貸付事業会計	0%
障害者住宅整備資金貸付事業会計	0%

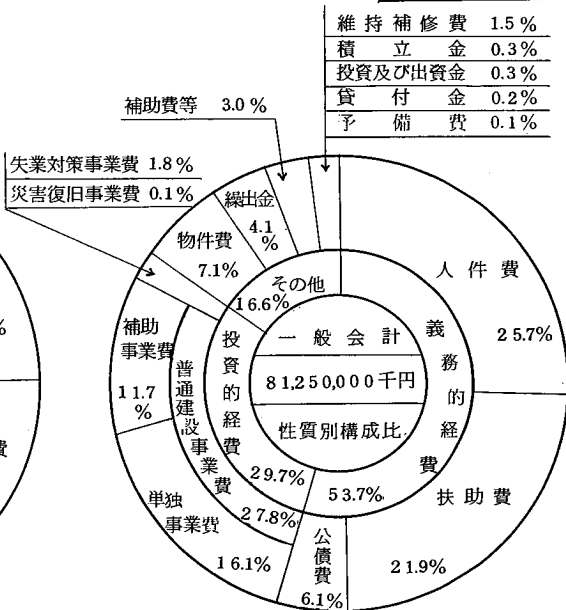
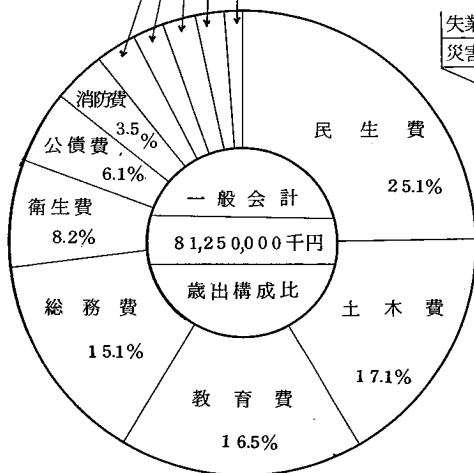
県支出金 2.9%

地 方 譲 与 税	0.6%
自動車取得税交付金	0.4%
交通安全対策特別交付金	0.1%
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0%



使用料及び手数料	2.2%
分担金及び負担金	1.0%
財産収入	0.8%
繰越金	0.6%
寄附金	0%

商 工 費	1.7%
労 働 費	1.8%
諸 支 出 金	1.9%
農林水産業費	2.0%
議会費	0.8%
予備費	0.1%
災害復旧費	0.1%



(2) 予算総括表

(単位 千円)

年 度 会 計 別	5 6 年 度		55 年 度 予 算				比 較 (A) - (B)	伸 率 (A)-(B) (B)
	当所予算(A)		当初予算(B)		現 計 予 算			
一 般 会 計	81,250,000	490%	74,040,000	49.7%	88,789,274	53.8%	7,210,000	9.7%
特 別 会 計	61,095,202	36.8	55,440,685	37.3	55,567,805	33.7	5,654,517	10.2
国民健康保険会計	20,924,778	12.6	18,827,474	12.7	18,717,147	11.3	2,097,304	11.1
住宅改修資金貸付事業会計	39,289	0	34,904	0	35,644	0	4,385	12.6
障害者住宅整備資金 貸付事業会計	26,631	0	25,570	0	13,228	0	1,061	4.1
老人居室整備資金 貸付事業会計	93,635	0.1	77,947	0.1	77,947	0.1	15,688	20.1
交通災害共済事業会計	78,144	0	76,542	0.1	90,661	0.1	1,602	2.1
食肉センター会計	198,152	0.1	183,276	0.1	199,174	0.1	14,876	8.1
農業共済事業会計	299,654	0.2	286,654	0.2	336,526	0.2	13,000	4.5
産業振興資金会計	2,739,420	1.7	2,235,100	1.5	2,661,100	1.6	504,320	22.6
中小企業勤労者 福祉共済事業会計	53,937	0	45,118	0	47,612	0	8,819	19.5
流通業務団地造成事業会計	1,575,961	0.9	1,553,211	1.1	47,159	0	22,750	1.5
競輪事業会計	25,819,866	15.6	23,460,833	15.8	24,368,845	14.8	2,359,033	10.1
熊本城会計	376,980	0.2	436,162	0.3	457,943	0.3	△ 59,182	△13.6
都市開発資金会計	171,084	0.1	172,749	0.1	172,749	0.1	△ 1,665	△ 1.0
東部第一土地 区画整理事業会計	174,842	0.1	189,247	0.1	193,920	0.1	△ 14,405	△ 7.6
東部第一土地 区画整理清算会計	97,530	0.1	132,15	0	132,15	0	84,315	638.0
復興土地 区画整理清算会計	32,513	0	37,261	0	31,968	0	△ 4,748	△12.7
公共下水道事業会計	7,904,906	4.8	7,323,989	4.9	7,666,026	4.7	580,917	7.9
水洗便所改造資金 貸付事業会計	345,348	0.2	350,491	0.2	295,157	0.2	△ 5,143	△ 1.5
住宅新築資金貸付事業会計	142,532	0.1	110,942	0.1	141,784	0.1	31,590	28.5
一般・特別会計合計	142,345,202	85.8	129,480,685	87.0	144,357,079	87.5	12,864,517	9.9
企 業 会 計	23,550,869	14.2	19,380,657	13.0	20,629,805	12.5	4,170,212	21.5
産 院 会 計	408,604	0.2	360,265	0.2	401,354	0.2	48,339	13.4
市民病院会計	4,616,454	2.8	3,078,270	2.1	3,430,235	2.1	1,538,184	50.0
水道事業会計	132,49,915	8.0	11,183,639	7.5	11,567,358	7.0	2,066,276	18.5
交通事業会計	5,275,896	3.2	4,758,483	3.2	5,230,858	3.2	517,413	10.9
総 計	165,896,071	100	148,861,342	100	164,986,884	100	17,034,729	11.4

総務

(3) 一般会計性質別財源充当状況

(単位 千円)

区 分 性質別	56 年 度 当 初 予 算						55 年 度 当 初 予 算					
	予算額		特定財源		一般財源		予算額		特定財源		一般財源	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
1 人 件 費	20,866,220	25.7%	1,585,688	4.8%	19,280,532	40.0%	19,524,931	26.4%	1,590,414	5.1%	17,934,517	41.7%
2 物 件 費	5,773,906	7.1	1,066,051	3.5	4,607,855	9.6	4,952,083	6.7	927,256	3.0	4,024,827	9.4
3 維持補修費	1,231,128	1.5	213,659	0.6	1,017,469	2.1	1,135,560	1.5	162,934	0.5	972,626	2.3
4 扶 助 費	17,807,908	21.9	14,553,894	44.1	3,254,014	6.8	16,422,213	22.2	13,462,257	43.4	2,959,956	6.9
5 補 助 費 等	2,436,726	3.0	221,591	0.7	2,215,135	4.6	2,554,725	3.4	262,673	0.9	2,292,052	5.3
6 普 通 建 設 事 業	22,580,776	27.8	13,229,710	40.0	9,351,066	19.4	20,925,355	28.3	12,744,406	41.1	8,180,949	19.0
補助事業	9,467,804	11.7	8,236,843	24.9	1,230,961	2.6	8,454,607	11.4	7,445,655	24.0	1,008,951	2.3
単独事業	13,112,972	16.1	1,992,867	15.1	8,120,105	16.8	12,470,748	16.9	5,298,750	17.1	7,171,998	16.7
7 災 害 復 旧 事 業	58,857	0.1	58,521	0.2	336	0	15,444	0	15,201	0	243	0
8 失 対 事 業	1,458,275	1.8	630,041	1.9	828,234	1.7	1,426,851	1.9	612,583	2.0	814,268	1.9
9 公 債 費	4,976,901	6.1	659,200	2.0	4,317,701	9.0	3,728,187	5.0	608,304	2.0	3,119,883	7.2
10 積 立 金	231,565	0.3	231,564	0.7	1	0	279,370	0.4	279,369	0.9	1	0
11 投 資 及 び 出 資 金	263,311	0.3	—	—	263,311	0.5	128,878	0.2	11,019	0	117,859	0.3
12 貸 付 金	168,100	0.2	157,205	0.5	10,895	0	163,350	0.2	145,250	0.5	18,100	0
13 繰 出 金	3,326,327	4.1	328,205	1.0	2,998,122	6.2	2,713,053	3.7	200,384	0.6	2,512,669	5.8
14 予 備 費	70,000	0.1	—	—	70,000	0.1	70,000	0.1	—	—	70,000	0.2
合 計	81,250,000	100	33,035,329	100	48,214,671	100	74,040,000	100	31,022,050	100	43,017,950	100

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	52	53	54	55	56
1	市 税	22,861,043	25,282,185	28,206,060	33,182,710	31,541,586	35.9	33.7	34.5	37.4	38.8
2	地 方 譲 与 税	454,790	473,052	481,000	656,315	501,000	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6
3	自動車取得税交付金	367,135	416,476	380,000	400,372	350,000	0.6	0.6	0.5	0.6	0.4
4	国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,217	5,139	1,000	6,350	1,000	0	0	0	0	0
5	地 方 交 付 税	7,627,352	9,012,065	9,886,172	10,159,566	9,000,000	12.0	12.0	12.1	11.8	11.1
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	163,856	184,351	163,365	109,897	110,000	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
7	分担金及び負担金	470,014	564,652	659,044	784,401	795,659	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0
8	使用料及び手数料	1,137,000	1,332,561	1,326,204	1,667,492	1,789,688	1.8	1.8	1.6	2.1	2.2
9	国 庫 支 出 金	14,745,215	17,524,020	19,718,393	19,338,071	18,356,966	23.2	23.4	24.1	22.8	22.6
10	県 支 出 金	1,821,134	2,059,249	2,344,949	2,473,712	2,368,435	2.9	2.7	2.9	2.6	2.9
11	財 産 収 入	489,110	863,464	862,713	1,118,664	639,250	0.8	1.2	1.1	0.7	0.8
12	寄 附 金	11,344	14,601	5,994	41,146	10,001	0	0	0	0	0
13	繰 入 金	48,220	30,933	668,496	2,624,137	3,017,480	0.1	0	0.8	2.7	3.7
14	繰 越 金	1,851,290	1,975,405	1,845,117	1,765,324	500,000	2.9	2.6	2.3	0.7	0.6
15	諸 収 入	3,438,167	3,513,716	4,010,831	4,134,338	3,619,735	5.4	4.7	4.9	4.6	4.5
16	市 債	8,136,800	11,766,600	11,134,800	11,924,600	8,649,200	12.8	15.7	13.6	12.2	10.7
合 計		63,625,687	75,018,469	81,694,138	90,387,095	81,250,000	100	100	100	100	100

(歳出)

款	区分 年度	金 額 (千円)					構 成 比 (%)				
		5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	52	53	54	55	56
1	議 会 費	530,724	562,949	590,921	636,685	644,383	0.9	0.8	0.7	0.8	0.8
2	総 務 費	8,144,977	10,208,581	12,880,048	14,830,773	12,290,425	13.2	14.1	15.8	15.0	15.1
3	民 生 費	14,351,824	17,004,772	19,174,839	20,063,810	20,358,534	23.3	23.5	23.5	25.1	25.1
4	衛 生 費	5,848,783	8,122,420	6,127,252	6,322,551	6,661,843	9.5	11.2	7.5	7.5	8.2
5	労 働 費	1,353,231	1,439,822	1,450,757	1,481,809	1,458,275	2.2	2.0	1.7	1.9	1.8
6	農 林 水 産 業 費	1,503,077	1,782,606	1,844,742	1,837,717	1,669,021	2.4	2.5	2.2	2.2	2.0
7	商 工 費	960,142	1,658,690	2,179,693	2,566,991	1,379,676	1.5	2.3	2.6	3.0	1.7
8	土 木 費	10,659,163	11,092,918	14,861,603	13,474,793	13,882,396	17.3	15.3	18.2	16.0	17.1
9	消 防 費	2,325,454	2,549,322	2,685,131	2,748,058	2,818,820	3.8	3.5	3.3	3.4	3.5
10	教 育 費	11,032,615	12,714,276	13,399,005	14,818,263	13,458,783	17.9	17.4	16.4	17.3	16.5
11	災 害 復 旧 費	125,269	332,13	79,556	140,008	57,470	0.2	0.1	0.1	0	0.1
12	公 債 費	1,859,463	2,458,770	3,488,972	4,558,034	4,987,101	3.0	3.4	4.3	5.1	6.1
13	諸 支 出 金	2,955,560	2,809,500	2,901,619	2,633,308	1,513,273	4.8	3.9	3.6	2.6	1.9
14	予 備 費	0	0	700,000	0	700,000	—	—	0.1	0.1	0.1
合 計		61,650,282	72,437,839	81,694,138	86,112,800	81,250,000	100	100	100	100	100

(注) 55年度は決算見込額、56年度は当初予算額を示す

総務

(5) 財政指標（普通会計ベース）

（単位 千円）

年 度 区 分	5 0			5 1			5 2			5 3			5 4		
		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数		伸 率	指 数
基準財政需要額	16,809,778	9.6	100	20,141,222	19.8	120	22,841,589	13.4	136	26,691,478	16.9	159	29,513,203	10.6	176
基準財政収入額	10,816,801	20.3	100	12,428,172	14.9	115	15,445,516	24.3	143	18,077,659	17.0	167	19,752,119	9.3	183
標準税収入額	14,360,268	20.4	100	16,441,660	14.5	114	20,454,508	24.4	142	23,947,050	17.1	167	26,127,705	9.1	182
標準財政規模	20,639,223	11.7	100	24,029,275	16.4	116	27,809,325	15.7	135	32,611,700	17.3	158	35,633,740	9.3	173
財 政 力 指 数	0.61			0.62			0.65			0.65			0.68		
実質収支比率(%)	8.7			6.2			5.5			5.9			5.2		
公債費比率(%)	5.4			5.6			5.3			6.1			7.3		

13 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目		税 率		納 期 限		
市 民 税	個 人	均 等 割	2,000円		1 期 6/1～ 6/30 2 期 8/1～ 8/31 3 期 10/1～10/31 4 期 1/1～ 1/31	
		所 得 割	課税所得金額	税 率		○一般的な申告納付期限 各事業年度終了の日から2カ月以内、但し、税務署長の承認を受けたものは3カ月以内 ○人格のない社団等で収益事業を行わないもの 公共法人、公益法人で均等割のみを課されるもの 4月30日
			30万円以下	2%		
			30万円 超	3%		
			45万円 "	4%		
			70万円 "	5%		
			100万円 "	6%		
			130万円 "	7%		
			230万円 "	8%		
			370万円 "	9%		
	570万円 "		10%			
	950万円 "	11%				
	1,900万円 "	12%				
	2,900万円 "	13%				
	4,900万円 "	14%				
法 人	均 等 割	1 資本等の金額が50億円を超える法人で熊本市内に 有する事務所、事業所又は寮等の従業員数の合 計数が100人を超えるもの 年額 1,000,000円				
		2 資本等の金額が10億円を超え50億円以下で ある法人で従業員数の合計数が100人を超える もの 年額 560,000円				
		3 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員 数の合計数が100人以下であるもの及び資本等 の金額が1億円を超え10億円以下である法人で 従業員数の合計数が100人を超えるもの 年額 134,000円				
法 人	均 等 割	4 資本等の金額が1億円を超え10億円以下で ある法人で従業員数の合計数が100人以下である もの及び資本等の金額が千万円を超え1億円以下 である法人 年額 40,000円				
		5 前各号に掲げる法人以外の法人等 年額 13,000円				
		法人税割 $\frac{1.45}{100}$ (ただし事業年度が8月1日 $\frac{1.47}{100}$) 以降に終了するものから				
県 民 税	個 人	均 等 割	500円		市民税と同じ	
		所 得 割	課税所得金額	税 率		
			150万円以下	2%		
			150万円 超	4%		
固 定 資 産 税			$\frac{1.4}{100}$		1 期 4/1～ 4/30 2 期 7/1～ 7/31 3 期 9/1～ 9/30 4 期 12/1～12/31	
都 市 計 画 税			$\frac{0.2}{100}$		固定資産税と同じ	
軽 自 動 車 税		1 原動機付自転車 (ア) 総排気量が 50cc以下 700円 (イ) " 90cc " 1,100円 (ウ) " 125cc " 1,450円 2 軽自動車 (ア)二輪のもの(側車付を含む) 2,200円 (イ)三輪のもの(2,000円) 2,850円				

総務

(2) 納税義務者の推移

税 目			年 度						
			5 1	5 2	5 3	5 4	5 5		
市 民 税	個 人	普通徴収	均等割のみ 所得割のみ 完全納税者 計	7,341 5,865 24,339 37,545	6,740 6,964 28,222 41,926	5,884 8,033 32,635 46,552	6,345 9,283 36,010 51,638	7,035 10,084 37,858 54,977	
		特 別 徴 収	均等割のみ 所得割のみ 完全納税者 計	4,670 12,822 96,887 114,379	3,368 14,096 98,511 115,975	2,309 16,815 99,165 118,289	2,045 15,511 102,999 120,555	1,930 16,087 104,658 122,675	
			小 計		151,924	157,901	164,841	172,193	177,652
			法 人 調 定 件 数		13,648	14,660	14,793	16,666	17,000
	固 資 産 定 税	土地及び家屋 償 却 資 産	96,480 (2,105)	102,699 (2,188)	106,746 (2,283)	110,520 (2,325)	114,524 (2,469)		
		小 計		96,480	102,699	106,746	110,520	114,524	
	軽 自 動 車 税		69,761	69,359	73,748	76,780	83,779		
	合 計		331,813	344,619	360,128	376,159	392,955		
	対 前 年	増 加 数		△ 2,327	12,806	15,509	16,031	16,796	
		伸 長 率(%)		99.3	104	105	104	104	

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			5 4			5 5		
			調 定 額	収 入 額	収入率(%)	調 定 額	収 入 額	収入率(%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	3,719,847	3,586,454	96.4	4,594,998	4,409,470	96.0
		特 別 徴 収	7,470,831	7,442,586	99.6	8,629,651	8,576,569	99.4
		計	11,190,678	11,029,040	98.6	13,224,649	12,986,039	98.2
	法 人 分		4,335,039	4,285,773	98.9	4,698,797	4,643,148	98.8
固 資 産 定 税	小 計		15,525,717	15,314,813	98.6	17,923,446	17,629,187	98.4
	固定資産	土地家屋償却資産	7,907,912	7,813,236	98.8	8,766,591	8,622,588	98.4
	交 付 金 ・ 納 付 金		375,665	375,665	100	404,140	404,140	100
	小 計		8,283,577	8,188,901	98.9	9,170,731	9,026,728	98.4
軽 自 動 車 税	原 動 機 付 自 転 車		39,720	38,797	97.7	43,725	42,437	97.1
	軽 自 動 車		134,079	132,658	98.9	135,857	133,975	98.6
	二 輪 小 型 車		5,058	4,916	97.2	5,904	5,694	96.5
	小 計		178,857	176,371	98.6	185,486	182,106	98.2
た ば こ 消 費 税			1,752,723	1,752,723	100	1,812,928	1,812,928	100
電 気 税			978,862	978,862	100	1,390,799	1,390,799	100
ガ ス 税			423,711	423,711	100	547,811	547,811	100
木 材 引 取 税			116	116	100	212	212	100
特 別 土 地 保 有 税			141,861	141,619	99.8	138,385	122,982	88.9
商 品 券 発 行 税			51,676	51,676	100	55,422	55,422	100
事 業 所 税			704,591	700,485	99.4	1,109,540	1,095,793	98.8
都 市 計 画 税			1,343,311	1,327,190	98.8	1,474,792	1,450,529	98.4
旧 法 税 収 入			2	0	0	—	—	—
合 計			29,003,662	28,675,127	98.9	33,316,522	32,821,467	98.5
滞 納 繰 越 分			1,875,321	321,661	17.2	1,875,569	308,747	16.5
総 計			30,878,983	28,996,788	93.9	35,192,091	33,130,214	94.1

(注) 55年度分は決算見込額

(4) 納税貯蓄組合

(単位 千円)

区分 年度	組合数	組 合 員 数	税 目	調 定 額 (A)	組 合 納 付 額		収入率 B/A %	事務費 交付金 (C)	割合 C/A %	事 務 費 交付基準
					件 数	金 額(B)				
51	950	54,000	市 民 税	2,194,617	33,009	382,937	17.4	54,706	0.6	納期内に完納
			固定資産税	6,399,055	159,290	1,495,179	23.4			
			軽自動車税	178,663	13,867	30,929	17.3			
			計	8,772,335	206,166	1,909,045	21.8			
52	925	52,100	市 民 税	2,514,629	33,520	400,860	15.9	60,714	0.6	した市税の 100分の3 (最高3,000 円)と
			固定資産税	7,488,255	164,573	1,753,958	23.4			
			軽自動車税	167,665	11,209	23,810	14.2			
			計	10,170,549	209,302	2,178,628	21.4			
53	871	45,900	市 民 税	3,052,992	34,196	441,405	14.4	61,319	0.5	領収書1枚に つき10円 均等割領収書
			固定資産税	8,144,809	149,048	1,897,795	23.3			
			軽自動車税	166,174	8,605	18,463	11.1			
			計	11,363,975	191,849	2,357,663	20.7			
54	850	45,300	市 民 税	3,719,847	35,298	378,434	10.2	64,879	0.5	については1 枚につき50円
			固定資産税	9,251,223	136,541	2,234,708	24.2			
			軽自動車税	178,857	9,382	20,947	11.7			
			計	13,149,927	181,221	2,634,089	20.0			
55	805	38,065	市 民 税	4,594,998	33,524	488,093	10.6	66,590	0.4	
			固定資産税	10,241,383	129,445	1,666,736	16.3			
			軽自動車税	185,486	8,111	17,781	9.6			
			計	15,021,867	71,080	2,172,610	14.5			

(注) ○調定額は納税組合の対象となるものについて計上し、固定資産税には都市計画税を含む

○55年度は決算見込額

14 開 発 公 社

名 称 財団法人 熊本市開発公社

設 立 年 月 日 昭和39年7月3日

目 的 公社は、熊本市と一体となり、都市の開発及び再開発のための事業を推進することにより、熊本市の産業経済の発展と市民の福祉増進に寄与することを目的とする。

事 業

- 市街地開発に必要な用地の取得、造成、管理及び処分
- 道路その他公共の用に供するため、必要な土地のあっ旋、取得、造成管理及び処分
- 駐車施設（熊本市下通1丁目1番）の建設管理及び処分
- 前各号に掲げるもののほか公社の目的を達成するために必要な事業

役 員

理 事 長 助 役 理 事 市民局長 経済局長 衛生局長 建設局長
 （昭 55. 4. 1現在） 副理事長 助 役 建設局参事 教育長 企画広報部長
 常務理事 総務局長 監 事 収入役 副収入役

役員の任期は2年、ただし再任をさまたげない。

資本金及び資金 基本財産 10,000千円（市出資金）
 資金は市の損失補償を得て市中銀行等より借入している。

利 率 年9分以内（2年据置を含め10カ年以内の半年賦及び年賦償還）

総務

事 業 実 績

区分	事業名	執 行 額		備 考
		面 積	金 額	
昭和五十五年 度事業	教 育 施 設	9,361.16 ^{m²}	280,498,212 ^円	力合小学校拡張用地ほか
	福 祉 施 設	1,324	32,688,600	池上保育園移転用地
	清 掃 施 設	2,016	37,416,960	北部清掃事業所拡張用地
	公 園 施 設	9,985.66	443,558,995	江津湖公園用地ほか
	街 路 施 設	4,390.81	641,461,434	都市計画道路3・3・7号 熊本駅・新外線用地ほか
	土 木 施 設	124.97	2,331,399	市道（城山薬師町～小島上町）拡幅用地
	「公有地拡大法」 関 連 施 設	20,195.45	578,057,630	南部第一土地区画整理事業用地ほか
	その他公共施設	11,777.50	660,207,830	交通局営業所用地ほか
合 計		59,175.55	2,676,221,060	

15 土地開発基金

設 置 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する。

基金の額 5,710,834千円（昭56.3.31現在）

運用の範囲 基金は上記の目的を達成するため、土地を先行取得するほか、熊本市開発公社の土地取得事業に貸し付けることができる。（貸付利率 年6分5毛）

16 新庁舎建設

(1) 設計の基本的な考え方

昭和70年、人口70万人を目標とする。

緑と水にかがやく明るい福祉都市、風格ある文教都市、活力にみちた中枢管理都市（熊本市基本構想より）としての発展をめざす県都熊本市のシンボルとして、健全な市政を表徴し、市民に親しまれる外観と機能を持ち、近代的都市美と調和のとれたものとする。

新庁舎は、次の内容を基本的に具備する総合庁舎として構想する。

ア 住民サービスの徹底（特に窓口事務の改善）を図るとともに、市民に親しみやすく便利で安全な庁舎をめざし、職員にとって明るく働きやすい庁舎とする。

イ 効率的な行政運営と、将来の都市発展に対応できる機能的な庁舎とする。

ウ 熊本市将来の都市像にふさわしい、格調ある庁舎とする。

(2) 建物の概要

敷地面積 10,377㎡

建築面積 5,494㎡

延面積 39,553㎡

構 造 高層棟部分 鉄骨造 地下2階、地上15階

低層棟部分 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階

工事計画 昭和54年4月中旬より既存の建物の解体を始め、順次新築工事に移行しながら工事を進め、昭和56年秋に完成の予定。

設 計 (株)山下設計

設計委託料 143,700千円

工 事 費 総工費 110億円（予定）

本体工事 6,531,000千円

施工業者 …… 第一建設共同企業体（大成建設㈱ 清水建設㈱ ㈱大林組）
（㈱建吉組 ㈱岩永組 ㈱増永組）

電気設備工事 1,051,700千円

空調設備工事 1,122,800千円

給排水衛生設備工事 414,600千円

昇降機設備工事 413,000千円

外構工事 470,000千円

窓口システム工事 110,000千円